

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月22日提出
【計算期間】	第26特定期間(自 平成27年9月25日至 平成28年3月22日)
【ファンド名】	外国債券オープン（毎月決算型）
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目3番1号
【電話番号】	03-6737-0522
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

＜ファンドの目的＞

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の公社債に投資し、インカムゲイン（債券の利息収入等）を確保しつつ、海外の主要な債券市場の動きをとらえることを目指します。

＜信託金限度額＞

上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

＜基本的性格＞

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
--------	------	------------	------	-----------	--------------	-----

株式	年1回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	あり（ ）	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回				TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（ ）	ロング・ショート型/絶対収益追求型
中小型株	年6回（隔月）	北米				
債券	年12回（毎月）	欧州				その他（ ）
一般	日々	アジア				
公債	その他（ ）	オセアニア				
社債		中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット属性（ ）		中近東（中東）				
不動産投信		エマージング				
その他資産（投資信託証券（債券 公債））						
資産複合（ ）						
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1)株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含ま

ないかを明確に記載するものとする。

- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

＜ファンドの特色＞

1. 日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- 投資対象は、原則としてシティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に採用されている国・地域の公社債です。
- 原則として、為替ヘッジは行いません。



※マザーファンドの運用にあたっては、年金運用など豊富な運用ノウハウを持つ三井住友信託銀行からの投資助言を受けます。

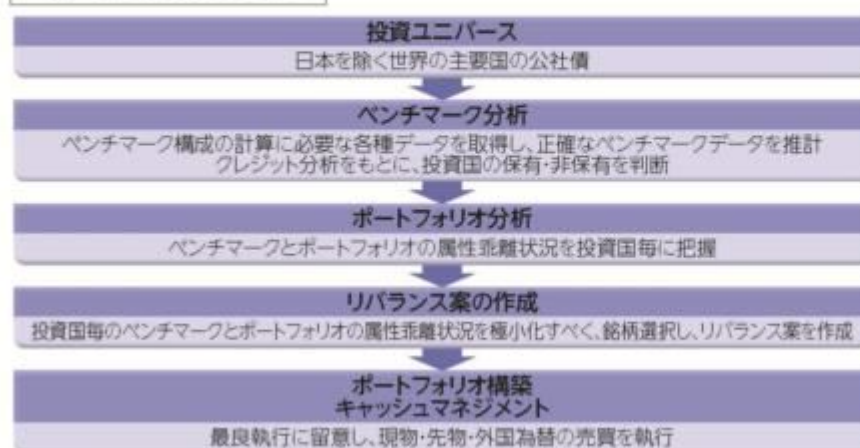
? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

＜マザーファンドの概要＞

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
外国債券インデックスマザーファンド	日本を除く世界の主要国の公社債	この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。



2. 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を行います。

分配方針

- 原則として、毎月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

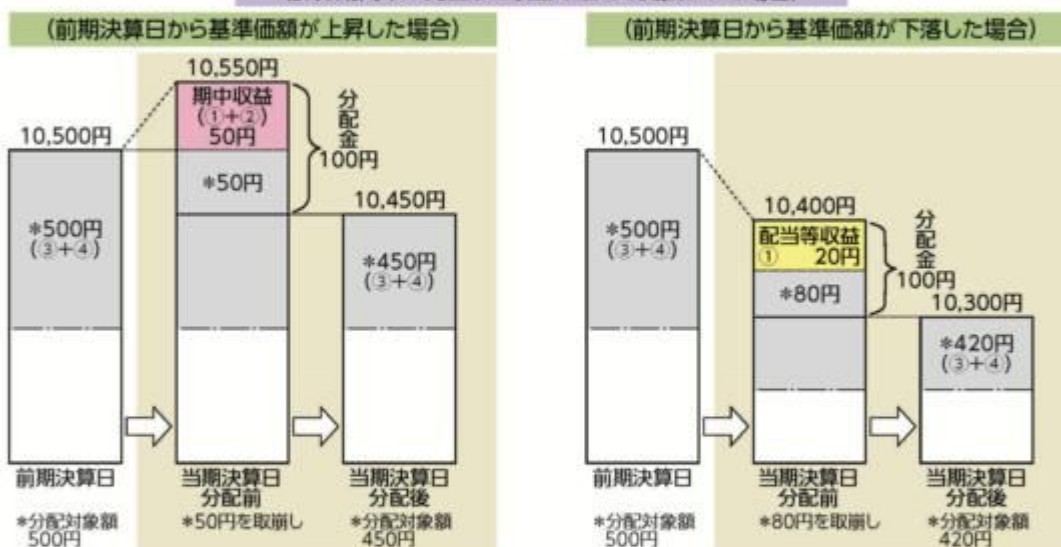
【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

〈ご参考情報〉

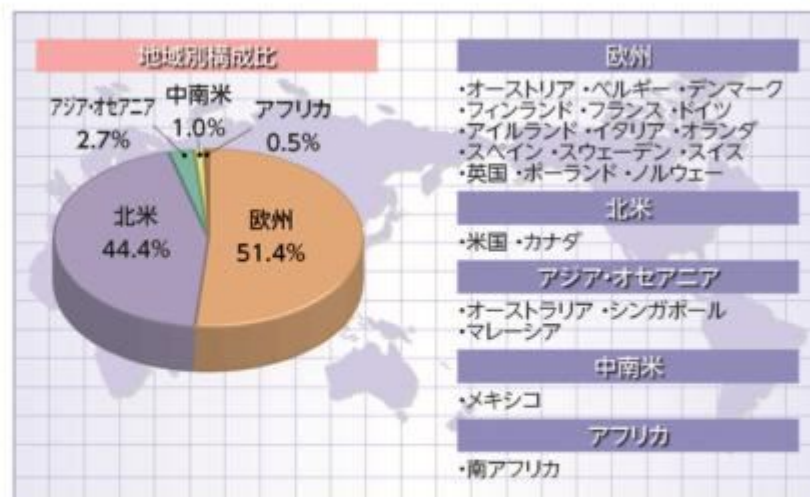


シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは

インデックスの概要

(2016年4月末現在)

構成国	22カ国
構成銘柄数	741銘柄
時価総額	約1,761兆円



(出所) Citigroup Index LLCのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は当該日の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※地域別構成比は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

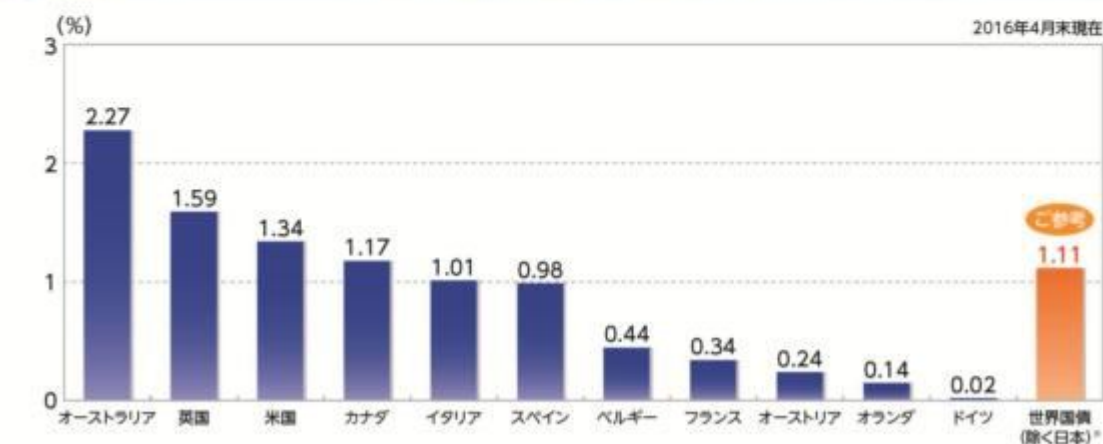
※「シティ世界国債インデックス」とは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

〈ご参考情報〉

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の構成国および長期信用格付



主な投資対象国の債券利回り



(出所) Citigroup Index LLCのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※世界国債(除く日本)は、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の利回りです。

※上記は、シティ世界国債インデックスの各国国債利回りを使用しています。

※上記利回りは課税前の過去の実績値であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではなく、ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成15年3月27日

当ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

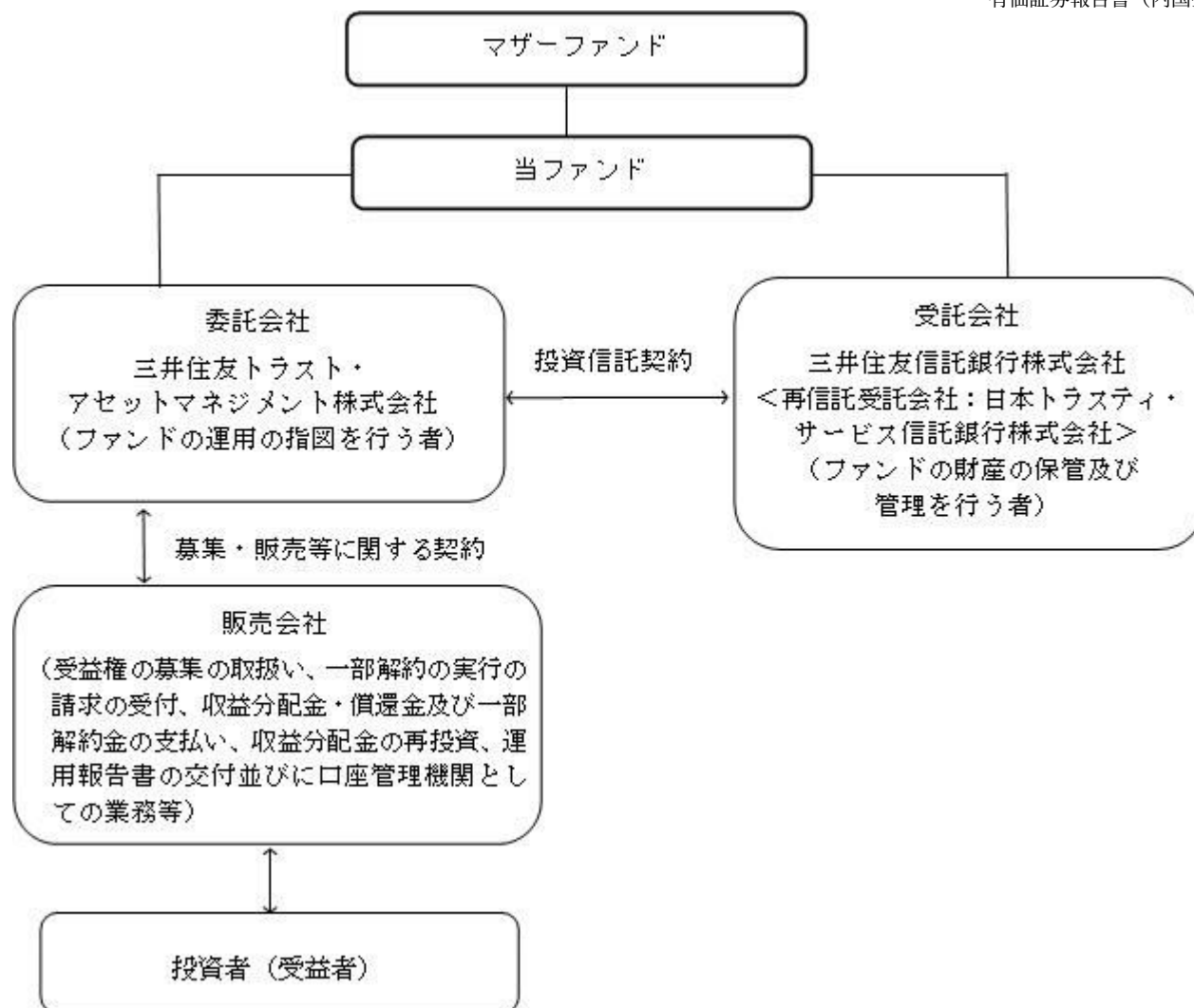
平成24年4月 1日

当ファンドの名称を「住信 外国債券オープン（毎月決算型）」から「外国債券オープン（毎月決算型）」に変更

当ファンドの主要投資対象である「住信 外国債券インデックス マザーファンド」の名称を「外国債券インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（平成28年 4月28日現在）

イ. 資本金の額：3億円

ロ. 委託会社の沿革

昭和61年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日：	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
平成24年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の公社債に投資し、インカムゲインを確保しつつ、海外の主要な債券市場の動きをとらえることを目指して運用を行います。

②投資対象

外国債券インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、世界の主要国の公社債（シティ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国・地域の公社債）に直接投資する場合があります。

③投資態度

イ. 債券への実質投資比率は、原則として高位を維持します。

ロ. 原則として、為替ヘッジは行いません。

ハ. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）、並びに金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

ニ. ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第26条、第27条及び第28条に定めるものに限りします。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書

2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前各号の証券又は証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券又は証書、第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第1号の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第12号並びに第17号の証券又は証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、及び第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

イ. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ロ. 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記イ. 第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「外国債券インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ③ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、投資信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引を行うことができます。
- ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑥投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

3. 運用制限

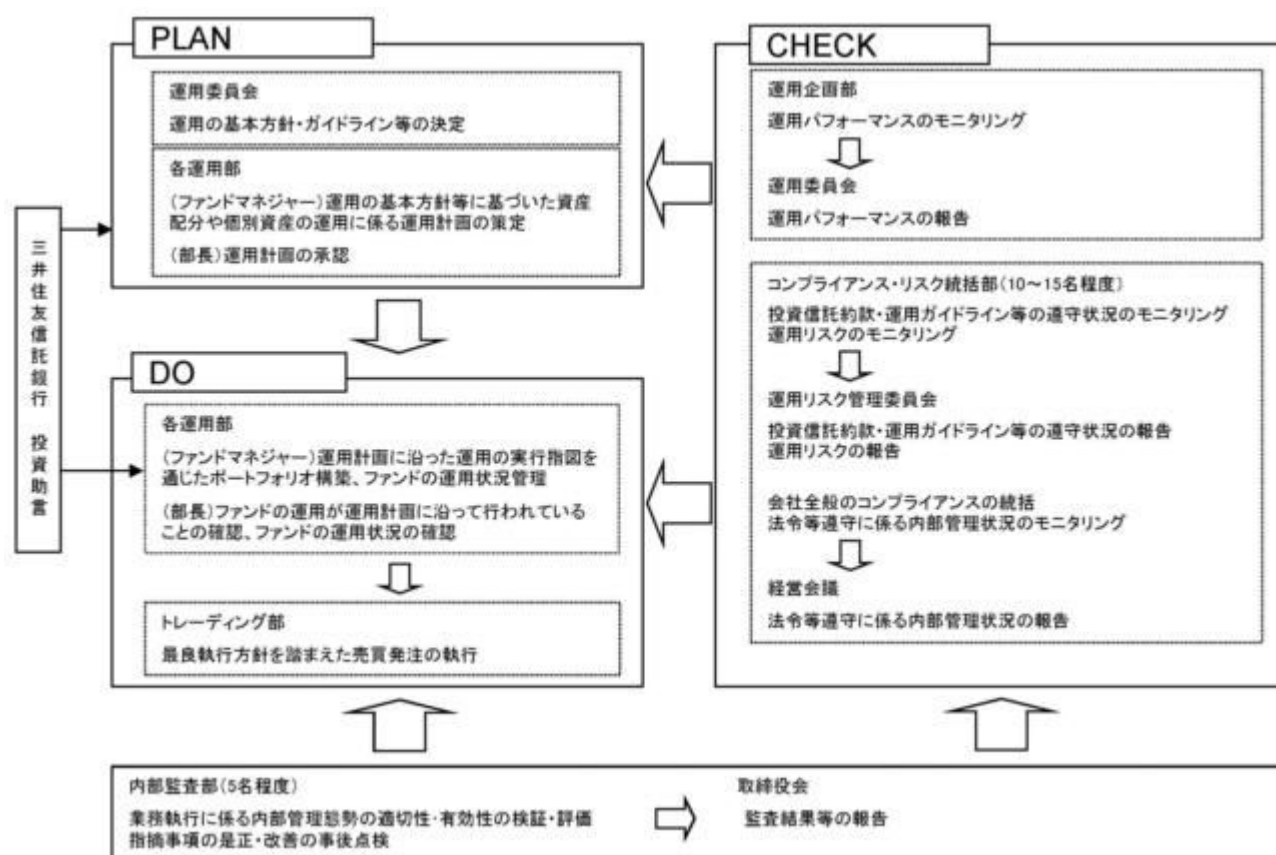
- ①同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対

する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑤デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

毎決算時（決算日は毎月19日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り

収益分配を行う方針です。

- ・ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（繰越分及びマザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ・ 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

- イ. 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ロ. 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ハ. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ニ. 同一銘柄の転換社債並びに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ホ. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ. マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ト. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- チ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- リ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 投資信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、並びに投資信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定

めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- ヌ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。また、委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。
- ル. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ヲ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことを指図することができます。金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。また、為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。
- ワ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で

保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- カ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- コ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ク. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。この指図は、投資信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の買予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額と、投資信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの投資信託財産に係る為替の売予約のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ケ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- コ. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ツ. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

②金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ①同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ②ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ①運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- ②内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

*2011年5月～2016年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX (東証株価指数、配当込み)^{※1}

先進国株…… MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)^{※2}

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)^{※3}

日本国債…… NOMURA-BPI国債^{※4}

先進国国債…… シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)^{※5}

新興国国債…… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)^{※6}

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

※1 TOPIX (東証株価指数) とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」) が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※4 NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC が開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。なお、Citigroup Index LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganは其の完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.08%（税抜 1.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同

じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【換金（解約）手数料】

＜解約手数料＞

ありません。

＜信託財産留保額＞

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

- ①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.972%（税抜 0.9%）を乗じて得た額とします（信託報酬 ＝ 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率0.432% (税抜 0.4%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率0.486% (税抜 0.45%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率0.054% (税抜 0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ②信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ．一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ．の表の通りです。

ハ．損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

ニ．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率 （所得税のみ）
平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）」について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は、平成28年 4月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成28年 4月28日現在の状況について記載してあります。

【外国債券オープン（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,563,909,213	100.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△5,521,623	△0.07
合計(純資産総額)		7,558,387,590	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券インデックス マザーファンド	2,861,215,469	2.6441	7,565,339,822	2.6436	7,563,909,213	100.07

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額（円）	1万口当たりの純資産額（円）
--	----------	----------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7特定期間末	(平成18年 9月19日)	67,898,410,268	68,150,618,109	10,761	10,801
第8特定期間末	(平成19年 3月19日)	62,337,037,005	62,594,494,038	10,886	10,931
第9特定期間末	(平成19年 9月19日)	59,133,215,424	59,375,620,028	10,977	11,022
第10特定期間末	(平成20年 3月19日)	54,875,739,903	55,114,251,931	10,353	10,398
第11特定期間末	(平成20年 9月19日)	53,089,467,964	53,326,911,610	10,061	10,106
第12特定期間末	(平成21年 3月19日)	45,365,995,208	45,598,383,123	8,785	8,830
第13特定期間末	(平成21年 9月24日)	44,385,589,973	44,613,449,800	8,766	8,811
第14特定期間末	(平成22年 3月19日)	38,927,874,233	39,142,736,875	8,153	8,198
第15特定期間末	(平成22年 9月21日)	31,445,219,393	31,632,099,933	7,572	7,617
第16特定期間末	(平成23年 3月22日)	24,258,473,142	24,413,468,676	7,043	7,088
第17特定期間末	(平成23年 9月20日)	19,547,620,547	19,680,489,191	6,620	6,665
第18特定期間末	(平成24年 3月19日)	16,820,023,054	16,929,706,044	6,901	6,946
第19特定期間末	(平成24年 9月19日)	13,375,576,329	13,416,847,063	6,482	6,502
第20特定期間末	(平成25年 3月19日)	13,443,136,486	13,477,768,434	7,763	7,783
第21特定期間末	(平成25年 9月19日)	11,786,391,080	11,816,229,395	7,900	7,920
第22特定期間末	(平成26年 3月19日)	10,584,008,957	10,609,286,377	8,374	8,394
第23特定期間末	(平成26年 9月19日)	10,199,196,450	10,222,423,940	8,782	8,802
第24特定期間末	(平成27年 3月19日)	9,839,334,601	9,860,702,837	9,209	9,229
第25特定期間末	(平成27年 9月24日)	8,706,141,457	8,725,489,687	8,999	9,019
第26特定期間末	(平成28年 3月22日)	7,752,697,791	7,771,075,711	8,437	8,457
	平成27年 4月末日	9,566,777,948	—	9,164	—
	5月末日	9,588,469,948	—	9,322	—
	6月末日	9,196,214,090	—	9,161	—
	7月末日	9,163,467,547	—	9,250	—
	8月末日	8,869,506,711	—	9,078	—
	9月末日	8,734,095,067	—	9,028	—
	10月末日	8,630,084,799	—	9,005	—
	11月末日	8,540,126,357	—	8,972	—
	12月末日	8,270,752,551	—	8,821	—
	平成28年 1月末日	8,322,053,624	—	8,931	—
	2月末日	7,799,295,802	—	8,447	—
	3月末日	7,886,071,108	—	8,574	—
	4月末日	7,558,387,590	—	8,272	—

②【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第7特定期間	平成18年 3月21日～平成18年 9月19日	240
第8特定期間	平成18年 9月20日～平成19年 3月19日	255
第9特定期間	平成19年 3月20日～平成19年 9月19日	270

第10特定期間	平成19年 9月20日～平成20年 3月19日	270
第11特定期間	平成20年 3月20日～平成20年 9月19日	270
第12特定期間	平成20年 9月20日～平成21年 3月19日	270
第13特定期間	平成21年 3月20日～平成21年 9月24日	270
第14特定期間	平成21年 9月25日～平成22年 3月19日	270
第15特定期間	平成22年 3月20日～平成22年 9月21日	270
第16特定期間	平成22年 9月22日～平成23年 3月22日	270
第17特定期間	平成23年 3月23日～平成23年 9月20日	270
第18特定期間	平成23年 9月21日～平成24年 3月19日	270
第19特定期間	平成24年 3月20日～平成24年 9月19日	195
第20特定期間	平成24年 9月20日～平成25年 3月19日	120
第21特定期間	平成25年 3月20日～平成25年 9月19日	120
第22特定期間	平成25年 9月20日～平成26年 3月19日	120
第23特定期間	平成26年 3月20日～平成26年 9月19日	120
第24特定期間	平成26年 9月20日～平成27年 3月19日	120
第25特定期間	平成27年 3月20日～平成27年 9月24日	120
第26特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	120

③【収益率の推移】

	期 間	収益率（％）
第7特定期間	平成18年 3月21日～平成18年 9月19日	5.4
第8特定期間	平成18年 9月20日～平成19年 3月19日	3.5
第9特定期間	平成19年 3月20日～平成19年 9月19日	3.3
第10特定期間	平成19年 9月20日～平成20年 3月19日	△3.2
第11特定期間	平成20年 3月20日～平成20年 9月19日	△0.2
第12特定期間	平成20年 9月20日～平成21年 3月19日	△10.0
第13特定期間	平成21年 3月20日～平成21年 9月24日	2.9
第14特定期間	平成21年 9月25日～平成22年 3月19日	△3.9
第15特定期間	平成22年 3月20日～平成22年 9月21日	△3.8
第16特定期間	平成22年 9月22日～平成23年 3月22日	△3.4
第17特定期間	平成23年 3月23日～平成23年 9月20日	△2.2
第18特定期間	平成23年 9月21日～平成24年 3月19日	8.3
第19特定期間	平成24年 3月20日～平成24年 9月19日	△3.2
第20特定期間	平成24年 9月20日～平成25年 3月19日	21.6
第21特定期間	平成25年 3月20日～平成25年 9月19日	3.3
第22特定期間	平成25年 9月20日～平成26年 3月19日	7.5
第23特定期間	平成26年 3月20日～平成26年 9月19日	6.3
第24特定期間	平成26年 9月20日～平成27年 3月19日	6.2
第25特定期間	平成27年 3月20日～平成27年 9月24日	△1.0
第26特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	△4.9

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第7特定期間	平成18年 3月21日～平成18年 9月19日	1,338,516,412	4,753,888,387	63,096,409,820
第8特定期間	平成18年 9月20日～平成19年 3月19日	1,029,644,834	6,862,525,063	57,263,529,591
第9特定期間	平成19年 3月20日～平成19年 9月19日	972,722,732	4,368,562,387	53,867,689,936
第10特定期間	平成19年 9月20日～平成20年 3月19日	1,108,374,500	1,973,391,350	53,002,673,086
第11特定期間	平成20年 3月20日～平成20年 9月19日	1,992,828,186	2,230,246,604	52,765,254,668
第12特定期間	平成20年 9月20日～平成21年 3月19日	2,029,806,154	3,153,301,867	51,641,758,955
第13特定期間	平成21年 3月20日～平成21年 9月24日	1,527,884,247	2,534,125,983	50,635,517,219
第14特定期間	平成21年 9月25日～平成22年 3月19日	791,142,764	3,679,406,051	47,747,253,932
第15特定期間	平成22年 3月20日～平成22年 9月21日	376,726,994	6,594,971,834	41,529,009,092
第16特定期間	平成22年 9月22日～平成23年 3月22日	292,760,110	7,378,317,133	34,443,452,069
第17特定期間	平成23年 3月23日～平成23年 9月20日	294,884,129	5,211,970,687	29,526,365,511
第18特定期間	平成23年 9月21日～平成24年 3月19日	196,452,854	5,348,820,537	24,373,997,828
第19特定期間	平成24年 3月20日～平成24年 9月19日	268,032,843	4,006,663,372	20,635,367,299
第20特定期間	平成24年 9月20日～平成25年 3月19日	358,095,248	3,677,488,538	17,315,974,009
第21特定期間	平成25年 3月20日～平成25年 9月19日	336,213,713	2,733,030,049	14,919,157,673
第22特定期間	平成25年 9月20日～平成26年 3月19日	609,559,915	2,890,007,404	12,638,710,184
第23特定期間	平成26年 3月20日～平成26年 9月19日	1,000,216,457	2,025,181,545	11,613,745,096
第24特定期間	平成26年 9月20日～平成27年 3月19日	678,087,223	1,607,714,187	10,684,118,132
第25特定期間	平成27年 3月20日～平成27年 9月24日	231,724,976	1,241,727,816	9,674,115,292
第26特定期間	平成27年 9月25日～平成28年 3月22日	234,742,448	719,897,248	9,188,960,492

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

（参考）

外国債券インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	87,754,024,437	41.55
	フランス	20,515,026,144	9.71
	イタリア	20,306,728,729	9.62
	イギリス	16,237,454,134	7.69
	ドイツ	15,439,167,280	7.31
	スペイン	11,423,029,547	5.41

	ベルギー	5,294,431,326	2.51
	オランダ	5,126,110,922	2.43
	カナダ	4,266,880,456	2.02
	オーストラリア	3,763,973,550	1.78
	オーストリア	3,205,760,146	1.52
	メキシコ	2,051,872,582	0.97
	アイルランド	1,685,924,125	0.80
	デンマーク	1,398,125,623	0.66
	フィンランド	1,354,658,364	0.64
	ポーランド	1,232,563,203	0.58
	スウェーデン	1,037,656,408	0.49
	マレーシア	959,597,001	0.45
	南アフリカ	936,999,151	0.44
	シンガポール	796,722,048	0.38
	ノルウェー	636,320,012	0.30
	スイス	598,144,290	0.28
	小計	206,021,169,478	97.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	5,161,247,287	2.44
合計(純資産総額)		211,182,416,765	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 ／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資 比率 （％）
債券先物取引	買建	アメリカ	932,419,699	0.44
	買建	ドイツ	1,374,630,241	0.65

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 ／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資 比率 （％）
為替予約取引	買建	—	3,166,002,800	1.50

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	T 2.125% 05/15/25	12,450,000	10,945.65	1,362,734,087	11,248.73	1,400,467,130	2.125	2025/5/15	0.66
アメリカ	国債証券	T 2% 08/15/25	12,300,000	10,877.71	1,337,958,409	11,125.69	1,368,460,104	2.000	2025/8/15	0.65
アメリカ	国債証券	T 1.5% 12/31/18	11,500,000	11,160.80	1,283,492,776	11,138.55	1,280,933,616	1.500	2018/12/31	0.61
アメリカ	国債証券	T 0.875% 04/30/17	11,600,000	11,021.86	1,278,536,137	11,005.86	1,276,680,594	0.875	2017/4/30	0.60
アメリカ	国債証券	T 2.875% 05/15/43	10,300,000	10,876.90	1,120,321,415	11,389.77	1,173,147,118	2.875	2043/5/15	0.56
アメリカ	国債証券	T 1.375% 04/30/20	10,000,000	10,861.78	1,086,178,190	11,047.02	1,104,702,344	1.375	2020/4/30	0.52
アメリカ	国債証券	T 0.625% 04/30/18	10,000,000	10,861.07	1,086,107,950	10,928.27	1,092,827,054	0.625	2018/4/30	0.52
アメリカ	国債証券	T 2.75% 12/31/17	9,100,000	11,512.60	1,047,646,924	11,330.40	1,031,066,522	2.750	2017/12/31	0.49
アメリカ	国債証券	T 1% 06/30/19	9,000,000	10,842.52	975,827,551	10,967.92	987,113,365	1.000	2019/6/30	0.47
アメリカ	国債証券	T 2.375% 08/15/24	8,500,000	11,222.79	953,937,573	11,492.02	976,822,163	2.375	2024/8/15	0.46
アメリカ	国債証券	T 2.5% 05/15/24	8,400,000	11,346.90	953,140,166	11,607.13	974,999,282	2.500	2024/5/15	0.46
アメリカ	国債証券	T 0.875% 08/15/17	8,800,000	11,014.44	969,270,844	11,002.00	968,176,776	0.875	2017/8/15	0.46
アメリカ	国債証券	T 1.25% 01/31/20	8,520,000	10,872.75	926,358,504	11,013.36	938,339,088	1.250	2020/1/31	0.44
アメリカ	国債証券	T 2% 02/15/25	8,400,000	10,853.98	911,734,711	11,144.34	936,124,631	2.000	2025/2/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 2.25% 11/15/24	8,150,000	11,091.39	903,948,695	11,375.41	927,096,409	2.250	2024/11/15	0.44
アメリカ	国債証券	T 2.625% 01/31/18	8,000,000	11,351.99	908,159,300	11,321.82	905,746,170	2.625	2018/1/31	0.43
アメリカ	国債証券	T 2.75% 05/31/17	8,000,000	11,438.65	915,092,067	11,225.15	898,012,228	2.750	2017/5/31	0.43
アメリカ	国債証券	T 1.5% 05/31/19	8,000,000	11,035.69	882,855,340	11,139.62	891,170,000	1.500	2019/5/31	0.42
アメリカ	国債証券	T 1.875% 08/31/17	7,900,000	11,256.02	889,225,582	11,146.69	880,589,198	1.875	2017/8/31	0.42
アメリカ	国債証券	T 2.875% 08/15/45	7,650,000	11,327.20	866,530,960	11,355.05	868,661,498	2.875	2045/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	T 1.625% 08/31/19	7,500,000	11,098.46	832,385,156	11,177.78	838,333,518	1.625	2019/8/31	0.40
アメリカ	国債証券	T 1.75% 01/31/23	7,550,000	11,146.53	841,563,714	11,061.81	835,166,957	1.750	2023/1/31	0.40
フランス	国債証券	FRTR 4.25% 10/25/23	5,150,000	16,116.88	830,019,794	16,189.84	833,776,783	4.250	2023/10/25	0.39
イタリア	国債証券	BTPS 6% 05/01/31	4,350,000	18,257.53	794,202,672	18,762.35	816,162,293	6.000	2031/5/1	0.39
アメリカ	国債証券	T 2.75% 11/15/23	6,900,000	11,597.91	800,256,270	11,812.91	815,091,174	2.750	2023/11/15	0.39
ドイツ	国債証券	DBR 4.25% 07/04/17	6,200,000	13,419.39	832,002,798	13,112.84	812,996,302	4.250	2017/7/4	0.38
アメリカ	国債証券	T 1.625% 11/15/22	7,150,000	10,744.35	768,221,279	11,000.93	786,566,995	1.625	2022/11/15	0.37
アメリカ	国債証券	T 1.75% 03/31/22	7,000,000	10,777.45	754,421,500	11,120.54	778,438,316	1.750	2022/3/31	0.37
アメリカ	国債証券	T 3.125% 08/15/44	6,500,000	11,296.56	734,276,888	11,942.17	776,241,172	3.125	2044/8/15	0.37
アメリカ	国債証券	T 1.75% 05/15/23	7,000,000	10,676.41	747,349,041	11,056.88	773,981,867	1.750	2023/5/15	0.37

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	97.56
合計	97.56

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建	33	アメリカドル	3,990,803.9	437,990,727	3,980,882.73	436,901,879	0.21
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建	21	アメリカドル	2,734,271.52	300,086,299	2,725,406.25	299,113,336	0.14
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US LONG BOND	買建	11	アメリカドル	1,803,137.75	197,894,368	1,789,562.5	196,404,484	0.09
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-SCHATZ	買建	20	ユーロ	2,236,190	277,555,903	2,236,100	277,544,732	0.13
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL FU	買建	23	ユーロ	3,015,772	374,317,620	3,012,310	373,887,917	0.18
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND	買建	36	ユーロ	5,874,464	729,138,472	5,826,600	723,197,592	0.34

(注1)評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	13,130,000.00	1,437,182,775	1,440,492,300	0.68
	カナダドル	買建	1,330,000.00	113,938,185	115,909,500	0.05
	ユーロ	買建	10,990,000.00	1,365,576,712	1,364,078,800	0.65
	イギリスポンド	買建	1,540,000.00	241,288,505	245,522,200	0.12

(注1)評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2003年3月27日
作成基準日：2016年4月28日

基準価額・純資産の推移



基準価額	8,272円
純資産総額	75.58億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:5,383円 直近1年間分配金合計額:240円

決算期	2015年12月	2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円

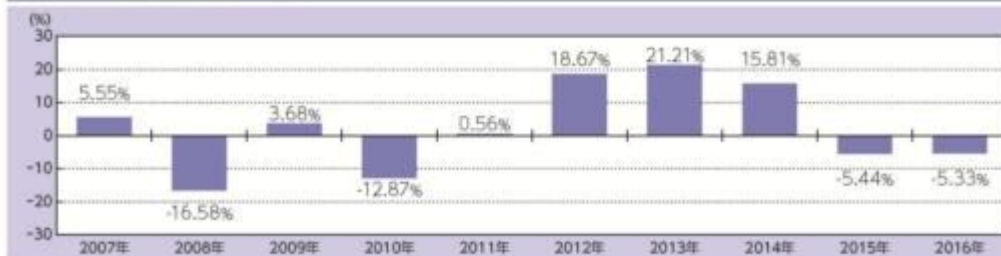
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
T 2.125% 05/15/25	アメリカ	国債	2.125%	2025/05/15	0.7%
T 2% 08/15/25	アメリカ	国債	2.000%	2025/08/15	0.7%
T 1.5% 12/31/18	アメリカ	国債	1.500%	2018/12/31	0.6%
T 0.875% 04/30/17	アメリカ	国債	0.875%	2017/04/30	0.6%
T 2.875% 05/15/43	アメリカ	国債	2.875%	2043/05/15	0.6%
T 1.375% 04/30/20	アメリカ	国債	1.375%	2020/04/30	0.5%
T 0.625% 04/30/18	アメリカ	国債	0.625%	2018/04/30	0.5%
T 2.75% 12/31/17	アメリカ	国債	2.750%	2017/12/31	0.5%
T 1% 06/30/19	アメリカ	国債	1.000%	2019/06/30	0.5%
T 2.5% 05/15/24	アメリカ	国債	2.500%	2024/05/15	0.5%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2016年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」（※）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1円以上1円単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定

した旨の通知を行います。

<スイッチング>

平成28年6月22日現在、当ファンドは外国債券オープン（3ヶ月決算型）との間において、スイッチング（※）ができます。上記受付不可日の場合は、スイッチングの取扱いはいりません。

販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

※スイッチングとは、当ファンドの解約請求日に当該ファンドの解約に係る手取金をもって別のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

ニューヨークの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額の算出頻度＞

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

＜主要な投資対象資産の評価方法＞

①マザーファンド受益証券の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

公社債等

計算日（※）における次のa.からc.までに掲げるいずれかの価額で評価します。

a.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

b.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

c.価格情報会社の提供する価額

※外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

③外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

＜基準価額の照会方法＞

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします。（平成15年 3月27日設定）

ただし、下記「(5)その他 ＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

原則として、毎月20日から翌月19日までとします。

ただし、第1計算期間は平成15年3月27日から平成15年5月19日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

＜投資信託契約の終了（償還）と手続き＞

（１）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

（２）投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（１）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き＞

（１）投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ① 委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ② 上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③ 上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④ 委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ① 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ② 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎年3月及び9月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・ 委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融

商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

＜投資信託財産の登記等及び記載等の留保等＞

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間(平成27年 9月25日から平成28年 3月22日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【外国債券オープン（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第25特定期間 （平成27年 9月24日現在）	第26特定期間 （平成28年 3月22日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	7,855,191
コール・ローン	6,919,718	397,261
親投資信託受益証券	8,711,128,622	7,753,810,761
未収入金	24,499,118	20,935,657
未収利息	10	-
流動資産合計	8,742,547,468	7,782,998,870
資産合計	8,742,547,468	7,782,998,870
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,348,230	18,377,920
未払解約金	8,553,801	5,262,670
未払受託者報酬	469,832	367,983
未払委託者報酬	7,987,175	6,255,717
その他未払費用	46,973	36,789
流動負債合計	36,406,011	30,301,079
負債合計	36,406,011	30,301,079
純資産の部		
元本等		
元本	9,674,115,292	9,188,960,492
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△967,973,835	△1,436,262,701
（分配準備積立金）	199,747,476	143,166,044
元本等合計	8,706,141,457	7,752,697,791
純資産合計	8,706,141,457	7,752,697,791
負債純資産合計	8,742,547,468	7,782,998,870

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25特定期間 自 平成27年 3月20日 至 平成27年 9月24日	第26特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
営業収益		
受取利息	1,261	1,470
有価証券売買等損益	△36,748,565	△370,928,865
営業収益合計	△36,747,304	△370,927,395
営業費用		
受託者報酬	2,597,724	2,208,528
委託者報酬	44,161,298	37,544,904
その他費用	259,709	220,796
営業費用合計	47,018,731	39,974,228
営業利益又は営業損失（△）	△83,766,035	△410,901,623
経常利益又は経常損失（△）	△83,766,035	△410,901,623
当期純利益又は当期純損失（△）	△83,766,035	△410,901,623
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,336,467	△673,114
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△844,783,531	△967,973,835
剰余金増加額又は欠損金減少額	101,010,801	80,499,250
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	101,010,801	80,499,250
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,300,861	25,959,778
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,300,861	25,959,778
分配金	120,797,742	112,599,829
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△967,973,835	△1,436,262,701

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.その他	ファンドの計算期間 第26特定期間は前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成27年 9月25日から平成28年 3月22日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第25特定期間 (平成27年 9月24日現在)	第26特定期間 (平成28年 3月22日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	9,674,115,292口	9,188,960,492口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 967,973,835円	元本の欠損 1,436,262,701円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8999円 (1万口当たり純資産額) (8,999円)	1口当たり純資産額 0.8437円 (1万口当たり純資産額) (8,437円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25特定期間 自 平成27年 3月20日 至 平成27年 9月24日	第26特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日																														
分配金の計算過程 第144期 自 平成27年 3月20日 至 平成27年 4月20日	分配金の計算過程 第150期 自 平成27年 9月25日 至 平成27年10月19日																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,717,768円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>179,043,837円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>245,305,438円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,717,768円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	179,043,837円	分配準備積立金額	D	245,305,438円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,312,390円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>169,454,769円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>197,411,677円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,312,390円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	収益調整金額	C	169,454,769円	分配準備積立金額	D	197,411,677円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	13,717,768円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																													
収益調整金額	C	179,043,837円																													
分配準備積立金額	D	245,305,438円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	14,312,390円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																													
収益調整金額	C	169,454,769円																													
分配準備積立金額	D	197,411,677円																													

第25特定期間 自 平成27年 3月20日 至 平成27年 9月24日			第26特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	438,067,043円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	381,178,836円
当ファンドの期末残存口数	F	10,513,595,227口	当ファンドの期末残存口数	F	9,630,570,490口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	416円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	395円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,027,190円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,261,140円
第145期 自 平成27年 4月21日 至 平成27年 5月19日			第151期 自 平成27年10月20日 至 平成27年11月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,630,498円	費用控除後の配当等収益額	A	11,546,904円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	177,727,894円	収益調整金額	C	167,965,565円
分配準備積立金額	D	234,138,453円	分配準備積立金額	D	189,612,394円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	429,496,845円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	369,124,863円
当ファンドの期末残存口数	F	10,379,159,697口	当ファンドの期末残存口数	F	9,511,412,259口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	413円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	388円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,758,319円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,022,824円
第146期 自 平成27年 5月20日 至 平成27年 6月19日			第152期 自 平成27年11月20日 至 平成27年12月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,954,538円	費用控除後の配当等収益額	A	11,834,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	173,755,980円	収益調整金額	C	166,966,730円
分配準備積立金額	D	223,490,777円	分配準備積立金額	D	179,059,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	417,201,295円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	357,860,416円
当ファンドの期末残存口数	F	10,081,889,415口	当ファンドの期末残存口数	F	9,396,323,671口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	413円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	380円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,163,778円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,792,647円
第147期 自 平成27年 6月20日 至 平成27年 7月21日			第153期 自 平成27年12月22日 至 平成28年 1月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,270,731円	費用控除後の配当等収益額	A	10,227,065円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	171,561,209円	収益調整金額	C	166,096,173円

第25特定期間			第26特定期間		
自 平成27年 3月20日			自 平成27年 9月25日		
至 平成27年 9月24日			至 平成28年 3月22日		
分配準備積立金額	D	219,859,571円	分配準備積立金額	D	170,395,072円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	404,691,511円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	346,718,310円
当ファンドの期末残存口数	F	9,935,424,294口	当ファンドの期末残存口数	F	9,322,479,628口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	407円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	371円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,870,848円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,644,959円
第148期			第154期		
自 平成27年 7月22日			自 平成28年 1月20日		
至 平成27年 8月19日			至 平成28年 2月19日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,330,820円	費用控除後の配当等収益額	A	10,584,331円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	170,363,062円	収益調整金額	C	165,266,618円
分配準備積立金額	D	209,894,038円	分配準備積立金額	D	160,318,577円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	398,587,920円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	336,169,526円
当ファンドの期末残存口数	F	9,814,688,685口	当ファンドの期末残存口数	F	9,250,169,693口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	406円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	363円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,629,377円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,500,339円
第149期			第155期		
自 平成27年 8月20日			自 平成28年 2月20日		
至 平成27年 9月24日			至 平成28年 3月22日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,059,607円	費用控除後の配当等収益額	A	10,530,263円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	168,665,102円	収益調整金額	C	164,633,683円
分配準備積立金額	D	205,036,099円	分配準備積立金額	D	151,013,701円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	387,760,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	326,177,647円
当ファンドの期末残存口数	F	9,674,115,292口	当ファンドの期末残存口数	F	9,188,960,492口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	400円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	354円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,348,230円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,377,920円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	第26特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第26特定期間 (平成28年 3月22日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第25特定期間 自 平成27年 3月20日 至 平成27年 9月24日	第26特定期間 自 平成27年 9月25日 至 平成28年 3月22日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	10,684,118,132円	9,674,115,292円
期中追加設定元本額	231,724,976円	234,742,448円
期中一部解約元本額	1,241,727,816円	719,897,248円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第25特定期間 (平成27年 9月24日現在)	第26特定期間 (平成28年 3月22日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△265,943,758	△9,522,377
合計	△265,943,758	△9,522,377

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	外国債券インデックス マザーファンド	2,885,568,368	7,753,810,761	
合計		2,885,568,368	7,753,810,761	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国債券インデックス マザーファンド

貸借対照表

	平成28年 3月22日現在
項目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	234,892,487
金銭信託	1,891,942,533
コール・ローン	95,681,226
国債証券	207,020,314,914
派生商品評価勘定	585,843
未収入金	522,410
未収利息	1,701,349,017
前払金	6,854,725
前払費用	80,916,306
差入委託証拠金	84,870,716
流動資産合計	211,117,930,177
資産合計	211,117,930,177
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	23,214,868
未払金	1,551,477
未払解約金	145,822,857
流動負債合計	170,589,202
負債合計	170,589,202
純資産の部	
元本等	
元本	78,503,492,399
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	132,443,848,576
元本等合計	210,947,340,975

	平成28年 3月22日現在
項目	金額（円）
純資産合計	210,947,340,975
負債純資産合計	211,117,930,177

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	平成28年 3月22日現在
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引 債券先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4.収益及び費用の計上基準	(1)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	平成28年 3月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	78,503,492,399口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.6871円 (1万口当たり純資産額) (26,871円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

	平成28年 3月22日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として債券先物取引及び為替予約取引を行っております。債券先物取引に係る主要なリスクは、債券価格の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	平成28年 3月22日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

	平成28年 3月22日現在
	(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	平成28年 3月22日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年 9月25日
期首元本額	77,238,954,498円
期中追加設定元本額	8,237,838,347円
期中一部解約元本額	6,973,300,446円
期末元本額	78,503,492,399円
期末元本額の内訳	
外国債券オープン（毎月決算型）	2,885,568,368円
外国債券オープン（3ヶ月決算型）	156,613,331円

区分	平成28年 3月22日現在
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	1,090,021,289円
財産四分法ファンド（毎月決算型）	740,546,081円
S B I 資産設計オープン（資産成長型）	1,560,528,470円
S B I 資産設計オープン（分配型）	14,074,348円
SMT グローバル債券インデックス・オープン	5,137,597,612円
世界経済インデックスファンド	1,845,907,420円
マイセクション2 5	5,854,754円
マイセクション5 0	4,390,305円
マイセクション7 5	3,059,251円
DCマイセクション2 5	1,149,900,696円
DCマイセクション5 0	974,376,128円
DCマイセクション7 5	642,735,601円
DC外国債券インデックス・オープン	1,441,500,293円
DCマイセクションS 2 5	462,326,374円
DCマイセクションS 5 0	373,521,771円
DCマイセクションS 7 5	167,893,766円
DCターゲット・イヤール ファンド2 0 2 5	50,977,263円
DCターゲット・イヤール ファンド2 0 3 5	39,054,594円
DCターゲット・イヤール ファンド2 0 4 5	15,216,633円
DC世界経済インデックスファンド	1,776,030,279円
外国債券インデックス・オープン（SMA専用）	453,531,584円
外国債券インデックス 為替ヘッジあり（SMA専用）	179,881,109円
マイセクション5 0 V A 1（適格機関投資家専用）	8,536,439円
マイセクション7 5 V A 1（適格機関投資家専用）	3,377,922円
外国債券インデックス・オープンV A 1（適格機関投資家専用）	107,957,710円
バランス3 0 V A 1（適格機関投資家専用）	308,962,885円
バランス5 0 V A 1（適格機関投資家専用）	451,159,478円
バランス2 5 V A 2（適格機関投資家専用）	511,481,221円
バランス5 0 V A 2（適格機関投資家専用）	761,167,211円
バランスA（2 5）V A 1（適格機関投資家専用）	3,759,172,781円
バランスB（3 7. 5）V A 1（適格機関投資家専用）	896,130,291円
バランスC（5 0）V A 1（適格機関投資家専用）	2,983,799,304円
世界バランスV A 1（適格機関投資家専用）	1,247,465,481円
世界バランスV A 2（適格機関投資家専用）	1,522,978,985円
バランスD（3 5）V A 1（適格機関投資家専用）	924,851,383円
グローバルバランスファンドV A 3 5（適格機関投資家専用）	2,063,037,430円
バランスE（2 5）V A 1（適格機関投資家専用）	325,105,084円
バランスF（2 5）V A 1（適格機関投資家専用）	453,524,387円
F O F s 用外国債券オープン（適格機関投資家専用）	1,680,216,695円
グローバル債券ファンド・シリーズ1（適格機関投資家専用）	1,239,132,138円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	545,203,431円
外国債券ファンド・シリーズ1	481,929,542円
コア投資戦略ファンド（安定型）	2,871,728,198円

区分	平成28年 3月22日現在
コア投資戦略ファンド（成長型）	7,214,668,182円
分散投資コア戦略ファンドA	505,018,633円
分散投資コア戦略ファンドS	1,166,525,347円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	44,154,410円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	608,452,206円
コア投資戦略ファンド（切替型）	591,940,662円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	147,400,211円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	87,648,300円
SMT グローバル債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	322,980,911円
SMT インデックスバランス・オープン	180,824,798円
外国債券SMTBセレクション（SMA専用）	22,077,172,844円
FOFs用 外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	908,703,321円
FOFs用 外国債券インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	329,977,258円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成28年 3月22日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	2,366,047,043
合計	2,366,047,043

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国債券インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

債券関連

（平成28年 3月22日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	1,293,267,297	—	1,286,412,572	△6,854,725
合計		1,293,267,297	—	1,286,412,572	△6,854,725

(注)1.時価の算定方法

債券先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.債券先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3.計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,797,680,900	—	1,781,906,600	△15,774,300
	アメリカドル	796,706,020	—	787,283,200	△9,422,820
	カナダドル	74,747,450	—	75,187,200	439,750
	ユーロ	780,813,880	—	774,743,200	△6,070,680
	イギリスポンド	145,413,550	—	144,693,000	△720,550
合計		1,797,680,900	—	1,781,906,600	△15,774,300

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

- ①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
- ②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	T 0.5% 03/31/17	1,000,000.00	998,222.66	
		T 0.5% 07/31/17	2,000,000.00	1,992,460.94	
		T 0.625% 04/30/18	10,000,000.00	9,940,039.10	
		T 0.625% 08/31/17	7,000,000.00	6,982,363.29	
		T 0.625% 09/30/17	1,000,000.00	997,128.91	
		T 0.625% 11/30/17	5,000,000.00	4,981,054.70	
		T 0.75% 02/28/18	4,400,000.00	4,390,031.27	
		T 0.75% 04/15/18	3,000,000.00	2,990,039.07	
		T 0.75% 06/30/17	6,000,000.00	5,999,414.04	
		T 0.75% 12/31/17	2,900,000.00	2,893,996.10	
		T 0.875% 01/15/18	5,200,000.00	5,200,812.50	
		T 0.875% 01/31/18	5,500,000.00	5,500,644.54	
		T 0.875% 04/15/17	5,000,000.00	5,009,765.65	

T 0.875% 04/30/17	11,600,000.00	11,621,523.45	
T 0.875% 07/15/17	4,000,000.00	4,005,781.24	
T 0.875% 07/31/19	5,500,000.00	5,455,849.63	
T 0.875% 08/15/17	8,800,000.00	8,810,484.40	
T 0.875% 10/15/17	6,200,000.00	6,204,601.57	
T 0.875% 10/15/18	4,000,000.00	3,990,781.24	
T 0.875% 11/15/17	1,500,000.00	1,500,878.91	
T 1.125% 04/30/20	2,000,000.00	1,987,226.56	
T 1.125% 06/15/18	3,000,000.00	3,013,417.98	
T 1.125% 12/31/19	3,050,000.00	3,039,694.32	
T 1.25% 01/31/19	900,000.00	906,292.97	
T 1.25% 01/31/20	8,520,000.00	8,523,993.75	
T 1.25% 02/29/20	3,400,000.00	3,399,468.75	
T 1.25% 10/31/18	6,500,000.00	6,545,830.07	
T 1.25% 10/31/19	5,500,000.00	5,514,287.13	
T 1.25% 11/30/18	6,550,000.00	6,596,438.45	
T 1.375% 01/31/20	5,000,000.00	5,024,804.70	
T 1.375% 02/28/19	2,100,000.00	2,121,574.22	
T 1.375% 03/31/20	4,880,000.00	4,899,825.00	
T 1.375% 04/30/20	10,000,000.00	10,032,812.50	
T 1.375% 05/31/20	1,550,000.00	1,554,177.73	
T 1.375% 06/30/18	2,200,000.00	2,222,687.50	
T 1.375% 09/30/18	3,900,000.00	3,941,208.99	
T 1.375% 09/30/20	1,500,000.00	1,500,878.91	
T 1.375% 10/31/20	6,000,000.00	6,002,226.54	
T 1.375% 12/31/18	3,000,000.00	3,031,347.66	
T 1.5% 01/31/19	2,000,000.00	2,027,265.62	
T 1.5% 01/31/22	4,500,000.00	4,480,664.08	
T 1.5% 02/28/19	2,000,000.00	2,027,031.26	
T 1.5% 03/31/19	4,400,000.00	4,460,156.27	
T 1.5% 05/31/19	8,000,000.00	8,104,062.48	
T 1.5% 08/31/18	5,800,000.00	5,879,070.29	
T 1.5% 10/31/19	3,550,000.00	3,590,284.19	
T 1.5% 11/30/19	5,000,000.00	5,053,808.60	
T 1.5% 12/31/18	11,500,000.00	11,659,472.68	
T 1.625% 03/31/19	3,000,000.00	3,050,742.18	
T 1.625% 04/30/19	5,000,000.00	5,084,667.95	
T 1.625% 06/30/20	3,000,000.00	3,037,031.25	
T 1.625% 07/31/20	5,000,000.00	5,060,546.90	
T 1.625% 08/15/22	4,500,000.00	4,499,824.23	
T 1.625% 08/31/19	7,500,000.00	7,623,925.80	
T 1.625% 11/15/22	7,150,000.00	7,131,007.81	

T 1.75% 01/31/23	7,550,000.00	7,579,492.18
T 1.75% 02/28/22	2,500,000.00	2,522,167.97
T 1.75% 03/31/22	7,000,000.00	7,057,968.75
T 1.75% 04/30/22	5,750,000.00	5,795,258.76
T 1.75% 05/15/22	3,800,000.00	3,827,757.82
T 1.75% 05/15/23	7,000,000.00	7,020,507.83
T 1.75% 09/30/22	2,000,000.00	2,010,234.38
T 1.75% 10/31/20	4,000,000.00	4,067,421.88
T 1.875% 06/30/20	5,200,000.00	5,320,554.66
T 1.875% 08/31/17	7,900,000.00	8,020,660.17
T 1.875% 08/31/22	4,000,000.00	4,053,515.64
T 1.875% 09/30/17	850,000.00	863,513.67
T 1.875% 10/31/17	2,500,000.00	2,541,308.60
T 1.875% 11/30/21	5,400,000.00	5,495,765.65
T 1% 03/15/18	2,800,000.00	2,805,851.55
T 1% 03/31/17	1,400,000.00	1,404,566.40
T 1% 05/15/18	5,550,000.00	5,559,430.67
T 1% 05/31/18	5,000,000.00	5,008,398.45
T 1% 06/30/19	9,000,000.00	8,973,808.56
T 1% 09/15/18	5,200,000.00	5,205,382.83
T 1% 09/30/19	4,000,000.00	3,978,984.36
T 1% 11/30/19	6,300,000.00	6,255,949.20
T 2.125% 01/31/21	3,000,000.00	3,103,476.57
T 2.125% 05/15/25	12,450,000.00	12,686,598.67
T 2.125% 06/30/21	1,000,000.00	1,033,320.31
T 2.125% 06/30/22	3,500,000.00	3,602,128.91
T 2.125% 08/15/21	6,100,000.00	6,299,798.85
T 2.125% 08/31/20	6,500,000.00	6,715,693.33
T 2.125% 09/30/21	2,000,000.00	2,064,218.76
T 2.125% 12/31/21	4,500,000.00	4,639,218.75
T 2.25% 03/31/21	3,050,000.00	3,171,523.43
T 2.25% 04/30/21	3,500,000.00	3,640,068.35
T 2.25% 07/31/18	5,300,000.00	5,465,521.49
T 2.25% 11/15/24	8,150,000.00	8,402,936.55
T 2.25% 11/30/17	5,000,000.00	5,116,113.30
T 2.375% 05/31/18	4,000,000.00	4,127,343.76
T 2.375% 08/15/24	8,500,000.00	8,854,277.36
T 2.375% 12/31/20	2,300,000.00	2,404,353.50
T 2.5% 02/15/45	6,300,000.00	6,017,853.49
T 2.5% 02/15/46	5,000,000.00	4,775,781.25
T 2.5% 05/15/24	8,400,000.00	8,836,734.39
T 2.5% 08/15/23	4,550,000.00	4,799,183.61
T 2.625% 01/31/18	8,000,000.00	8,258,125.04

T 2.625% 04/30/18	5,000,000.00	5,180,273.45	
T 2.625% 08/15/20	5,500,000.00	5,799,492.21	
T 2.625% 11/15/20	2,000,000.00	2,111,171.88	
T 2.75% 02/15/19	4,600,000.00	4,826,765.64	
T 2.75% 02/15/24	3,000,000.00	3,213,984.39	
T 2.75% 02/28/18	3,800,000.00	3,937,453.14	
T 2.75% 05/31/17	8,000,000.00	8,190,312.48	
T 2.75% 08/15/42	2,000,000.00	2,026,796.88	
T 2.75% 11/15/23	6,900,000.00	7,394,994.13	
T 2.75% 11/15/42	4,200,000.00	4,249,300.77	
T 2.75% 12/31/17	9,100,000.00	9,400,904.33	
T 2.875% 03/31/18	3,900,000.00	4,054,628.91	
T 2.875% 05/15/43	10,300,000.00	10,652,855.44	
T 2.875% 08/15/45	5,800,000.00	5,981,250.00	
T 2% 02/15/22	2,500,000.00	2,562,402.35	
T 2% 02/15/23	2,600,000.00	2,653,269.52	
T 2% 02/15/25	8,400,000.00	8,480,882.84	
T 2% 02/28/21	4,000,000.00	4,111,640.64	
T 2% 05/31/21	3,800,000.00	3,904,796.89	
T 2% 07/31/20	5,200,000.00	5,345,742.16	
T 2% 07/31/22	3,000,000.00	3,063,632.82	
T 2% 08/15/25	12,300,000.00	12,393,691.43	
T 2% 08/31/21	6,800,000.00	6,978,101.58	
T 2% 09/30/20	5,000,000.00	5,143,164.05	
T 2% 10/31/21	6,200,000.00	6,353,425.75	
T 2% 11/15/21	2,400,000.00	2,460,140.61	
T 2% 11/30/20	5,500,000.00	5,651,894.54	
T 3.125% 02/15/43	1,000,000.00	1,087,558.59	
T 3.125% 04/30/17	6,500,000.00	6,672,148.47	
T 3.125% 05/15/19	5,000,000.00	5,319,726.55	
T 3.125% 05/15/21	5,300,000.00	5,741,597.64	
T 3.125% 08/15/44	6,500,000.00	7,056,943.33	
T 3.125% 11/15/41	4,800,000.00	5,247,000.00	
T 3.375% 05/15/44	4,000,000.00	4,551,562.52	
T 3.5% 02/15/18	5,700,000.00	5,983,664.09	
T 3.5% 02/15/39	2,000,000.00	2,341,523.44	
T 3.625% 02/15/20	5,150,000.00	5,622,955.09	
T 3.625% 02/15/21	5,500,000.00	6,078,251.96	
T 3.625% 02/15/44	5,000,000.00	5,959,667.95	
T 3.625% 08/15/19	2,700,000.00	2,924,332.03	
T 3.625% 08/15/43	2,000,000.00	2,386,914.06	
T 3.75% 08/15/41	3,200,000.00	3,878,562.49	

		T 3.75% 11/15/18	5,000,000.00	5,364,746.10	
		T 3.75% 11/15/43	2,300,000.00	2,807,482.41	
		T 3.875% 08/15/40	2,700,000.00	3,328,699.21	
		T 3% 02/28/17	9,500,000.00	9,706,699.19	
		T 3% 05/15/42	3,950,000.00	4,212,458.97	
		T 3% 05/15/45	3,500,000.00	3,701,455.06	
		T 3% 11/15/44	6,300,000.00	6,669,632.84	
		T 4.0% 08/15/18	3,300,000.00	3,547,177.72	
		T 4.25% 05/15/39	900,000.00	1,172,425.77	
		T 4.25% 11/15/17	2,550,000.00	2,691,594.71	
		T 4.25% 11/15/40	1,000,000.00	1,301,933.59	
		T 4.375% 02/15/38	1,000,000.00	1,330,703.13	
		T 4.375% 05/15/40	3,000,000.00	3,972,656.25	
		T 4.375% 11/15/39	2,700,000.00	3,576,181.64	
		T 4.5% 02/15/36	1,840,000.00	2,488,600.00	
		T 4.5% 05/15/17	4,800,000.00	5,007,187.48	
		T 4.5% 05/15/38	1,000,000.00	1,353,203.13	
		T 4.5% 08/15/39	250,000.00	337,041.01	
		T 4.625% 02/15/40	3,900,000.00	5,346,427.74	
		T 4.75% 08/15/17	3,500,000.00	3,692,841.81	
		T 5.0% 05/15/37	1,100,000.00	1,586,427.72	
		T 5.25% 02/15/29	400,000.00	542,296.87	
		T 5.25% 11/15/28	1,300,000.00	1,755,736.33	
		T 5.375% 02/15/31	1,600,000.00	2,262,125.00	
		T 5.5% 08/15/28	1,200,000.00	1,648,148.43	
		T 6.0% 02/15/26	1,700,000.00	2,325,845.70	
		T 6.125% 11/15/27	950,000.00	1,353,156.25	
		T 6.25% 05/15/30	1,100,000.00	1,656,230.46	
		T 6.25% 08/15/23	1,650,000.00	2,171,941.41	
		T 8.0% 11/15/21	1,700,000.00	2,297,689.45	
		T 8.125% 08/15/19	2,100,000.00	2,590,300.77	
	アメリカドル 小計		760,790,000.00	790,250,821.37 (88,452,774,435)	
	カナダドル	CAN 0.25% 05/01/18	900,000.00	894,078.00	
		CAN 0.75% 03/01/21	1,000,000.00	1,000,995.00	
		CAN 0.75% 09/01/20	1,700,000.00	1,707,114.50	
		CAN 1.25% 02/01/18	1,350,000.00	1,367,246.25	
		CAN 1.25% 03/01/18	1,990,000.00	2,016,357.55	
		CAN 1.25% 08/01/17	2,250,000.00	2,271,048.75	
		CAN 1.25% 09/01/18	500,000.00	508,397.50	
		CAN 1.5% 03/01/17	2,900,000.00	2,926,129.00	
		CAN 1.5% 03/01/20	1,450,000.00	1,499,510.25	
		CAN 1.5% 06/01/23	1,450,000.00	1,491,919.50	

	CAN 1.5% 06/01/26	480,000.00	484,399.20	
	CAN 1.5% 09/01/17	1,650,000.00	1,672,176.00	
	CAN 1.75% 03/01/19	1,400,000.00	1,448,461.00	
	CAN 1.75% 09/01/19	850,000.00	883,239.25	
	CAN 2.25% 06/01/25	1,550,000.00	1,677,146.50	
	CAN 2.5% 06/01/24	1,700,000.00	1,871,028.50	
	CAN 2.75% 06/01/22	1,550,000.00	1,719,833.50	
	CAN 2.75% 12/01/48	1,100,000.00	1,263,377.50	
	CAN 2.75% 12/01/64	420,000.00	506,748.90	
	CAN 3.25% 06/01/21	1,690,000.00	1,903,430.10	
	CAN 3.5% 06/01/20	1,350,000.00	1,509,293.25	
	CAN 3.5% 12/01/45	1,740,000.00	2,278,295.10	
	CAN 3.75% 06/01/19	2,300,000.00	2,529,321.50	
	CAN 4.0% 06/01/41	1,970,000.00	2,692,546.75	
	CAN 4.25% 06/01/18	2,100,000.00	2,268,042.00	
	CAN 4% 06/01/17	1,400,000.00	1,457,316.00	
	CAN 5.75% 06/01/29	1,550,000.00	2,291,992.75	
	CAN 5.75% 06/01/33	1,560,000.00	2,424,575.40	
	CAN 5% 06/01/37	1,600,000.00	2,398,360.00	
	CAN 8.0% 06/01/27	360,000.00	600,778.80	
カナダドル 小計		43,810,000.00	49,563,158.30 (4,238,145,666)	
メキシコペソ	MBONO 10% 11/20/36	12,000,000.00	16,489,560.00	
	MBONO 10% 12/05/24	19,100,000.00	24,513,035.50	
	MBONO 4.75% 06/14/18	21,150,000.00	21,252,260.25	
	MBONO 5% 06/15/17	21,800,000.00	22,043,288.00	
	MBONO 5% 12/11/19	12,300,000.00	12,237,639.00	
	MBONO 6.5% 06/09/22	11,800,000.00	12,341,443.00	
	MBONO 6.5% 06/10/21	24,000,000.00	25,166,280.00	
	MBONO 7.5% 06/03/27	14,700,000.00	16,275,546.00	
	MBONO 7.75% 05/29/31	24,550,000.00	27,491,703.75	
	MBONO 7.75% 11/13/42	9,800,000.00	11,022,795.00	
	MBONO 7.75% 12/14/17	25,700,000.00	27,262,560.00	
	MBONO 8.5% 05/31/29	15,600,000.00	18,651,516.00	
	MBONO 8.5% 11/18/38	16,500,000.00	19,935,877.50	
	MBONO 8.5% 12/13/18	16,300,000.00	17,837,416.00	
	MBONO 8% 06/11/20	14,500,000.00	16,011,842.50	
	MBONO 8% 12/07/23	23,050,000.00	26,227,903.50	
メキシコペソ 小計		282,850,000.00	314,760,666.00 (2,023,911,082)	
ユーロ	BGB 0.8% 06/22/25	1,570,000.00	1,617,900.70	
	BGB 1.25% 06/22/18	980,000.00	1,017,352.70	

BGB 1.9% 06/22/38	510,000.00	561,754.80
BGB 1% 06/22/26	850,000.00	883,175.50
BGB 1% 06/22/31	580,000.00	575,844.30
BGB 2.25% 06/22/23	1,500,000.00	1,733,557.50
BGB 2.6% 06/22/24	2,140,000.00	2,545,583.50
BGB 3.5% 06/28/17	1,520,000.00	1,595,939.20
BGB 3.75% 06/22/45	1,010,000.00	1,551,819.55
BGB 3.75% 09/28/20	2,500,000.00	2,953,100.00
BGB 3% 06/22/34	1,000,000.00	1,302,960.00
BGB 3% 09/28/19	1,230,000.00	1,375,164.60
BGB 4.0% 03/28/17	450,000.00	470,371.50
BGB 4.0% 03/28/19	1,700,000.00	1,926,278.50
BGB 4.25% 03/28/41	1,890,000.00	3,044,884.50
BGB 4.25% 09/28/21	2,100,000.00	2,610,961.50
BGB 4.25% 09/28/22	2,150,000.00	2,746,410.00
BGB 4.5% 03/28/26	1,550,000.00	2,158,592.00
BGB 4% 03/28/18	1,660,000.00	1,809,217.40
BGB 4% 03/28/22	1,110,000.00	1,383,681.60
BGB 4% 03/28/32	1,030,000.00	1,478,920.35
BGB 5.5% 03/28/28	1,850,000.00	2,863,753.75
BGB 5.5% 09/28/17	1,900,000.00	2,072,358.50
BGB 5% 03/28/35	2,020,000.00	3,344,978.60
BTNS 1% 07/25/17	3,600,000.00	3,669,642.00
BTPS 0.25% 05/15/18	2,500,000.00	2,514,337.50
BTPS 0.3% 10/15/18	1,000,000.00	1,007,235.00
BTPS 0.65% 11/01/20	1,500,000.00	1,525,800.00
BTPS 0.75% 01/15/18	2,600,000.00	2,636,413.00
BTPS 1.05% 12/01/19	1,200,000.00	1,240,956.00
BTPS 1.15% 05/15/17	800,000.00	810,900.00
BTPS 1.35% 04/15/22	3,250,000.00	3,397,858.75
BTPS 1.45% 09/15/22	1,000,000.00	1,049,570.00
BTPS 1.5% 06/01/25	1,600,000.00	1,645,848.00
BTPS 1.5% 08/01/19	2,400,000.00	2,512,692.00
BTPS 1.65% 03/01/32	800,000.00	789,656.00
BTPS 2.15% 12/15/21	2,500,000.00	2,731,712.50
BTPS 2.5% 05/01/19	2,500,000.00	2,687,700.00
BTPS 2.5% 12/01/24	2,450,000.00	2,727,756.50
BTPS 2.7% 03/01/47	1,050,000.00	1,116,843.00
BTPS 2% 12/01/25	600,000.00	641,112.00
BTPS 3.25% 09/01/46	1,550,000.00	1,842,035.50
BTPS 3.5% 03/01/30	2,460,000.00	3,018,690.60
BTPS 3.5% 06/01/18	1,600,000.00	1,723,136.00
BTPS 3.5% 11/01/17	2,000,000.00	2,113,320.00

BTPS 3.5% 12/01/18	3,200,000.00	3,499,120.00	
BTPS 3.75% 03/01/21	4,700,000.00	5,484,571.00	
BTPS 3.75% 05/01/21	750,000.00	877,608.75	
BTPS 3.75% 08/01/21	4,000,000.00	4,705,840.00	
BTPS 3.75% 09/01/24	3,300,000.00	4,004,352.00	
BTPS 4.25% 02/01/19	3,800,000.00	4,257,710.00	
BTPS 4.25% 03/01/20	5,800,000.00	6,735,975.00	
BTPS 4.25% 09/01/19	2,650,000.00	3,026,657.75	
BTPS 4.5% 02/01/18	2,400,000.00	2,601,264.00	
BTPS 4.5% 02/01/20	1,650,000.00	1,927,233.00	
BTPS 4.5% 03/01/19	1,600,000.00	1,809,096.00	
BTPS 4.5% 03/01/24	2,450,000.00	3,104,199.00	
BTPS 4.5% 03/01/26	2,800,000.00	3,643,472.00	
BTPS 4.5% 05/01/23	2,050,000.00	2,575,527.75	
BTPS 4.5% 08/01/18	1,800,000.00	1,991,295.00	
BTPS 4.75% 05/01/17	3,770,000.00	3,970,092.75	
BTPS 4.75% 06/01/17	1,700,000.00	1,796,908.50	
BTPS 4.75% 08/01/23	3,650,000.00	4,670,594.75	
BTPS 4.75% 09/01/21	2,400,000.00	2,957,496.00	
BTPS 4.75% 09/01/28	2,750,000.00	3,732,135.00	
BTPS 4.75% 09/01/44	1,800,000.00	2,692,449.00	
BTPS 4% 02/01/37	3,050,000.00	4,008,981.00	
BTPS 4% 09/01/20	3,550,000.00	4,142,299.75	
BTPS 5.0% 08/01/39	2,200,000.00	3,320,097.00	
BTPS 5.25% 08/01/17	900,000.00	964,678.50	
BTPS 5.25% 11/01/29	3,300,000.00	4,742,595.00	
BTPS 5.5% 09/01/22	2,050,000.00	2,674,214.75	
BTPS 5.5% 11/01/22	1,950,000.00	2,551,155.75	
BTPS 5.75% 02/01/33	2,050,000.00	3,191,491.25	
BTPS 5% 03/01/22	2,250,000.00	2,832,975.00	
BTPS 5% 03/01/25	4,500,000.00	5,970,285.00	
BTPS 5% 08/01/34	2,650,000.00	3,880,567.25	
BTPS 5% 09/01/40	2,650,000.00	3,988,793.25	
BTPS 6.5% 11/01/27	2,000,000.00	3,056,090.00	
BTPS 6% 05/01/31	3,950,000.00	6,144,975.50	
BTPS 7.25% 11/01/26	1,400,000.00	2,210,719.00	
BTPS 9% 11/01/23	800,000.00	1,273,740.00	
DBR 0.5% 02/15/25	2,400,000.00	2,486,628.00	
DBR 0.5% 02/15/26	1,000,000.00	1,027,310.00	
DBR 1.5% 02/15/23	2,750,000.00	3,067,913.75	
DBR 1.5% 05/15/23	1,950,000.00	2,180,022.00	
DBR 1.5% 05/15/24	3,390,000.00	3,812,173.65	

DBR 1.5% 09/04/22	1,450,000.00	1,611,305.25
DBR 1.75% 02/15/24	2,970,000.00	3,394,724.85
DBR 1.75% 07/04/22	2,700,000.00	3,037,243.50
DBR 1% 08/15/24	1,150,000.00	1,245,519.00
DBR 1% 08/15/25	3,000,000.00	3,235,920.00
DBR 2.25% 09/04/20	2,500,000.00	2,795,425.00
DBR 2.25% 09/04/21	2,000,000.00	2,280,160.00
DBR 2.5% 01/04/21	2,300,000.00	2,615,594.50
DBR 2.5% 07/04/44	1,800,000.00	2,514,006.00
DBR 2.5% 08/15/46	1,550,000.00	2,188,189.25
DBR 2% 01/04/22	3,150,000.00	3,564,760.50
DBR 2% 08/15/23	1,100,000.00	1,273,156.50
DBR 3.25% 01/04/20	4,700,000.00	5,359,269.00
DBR 3.25% 07/04/21	2,250,000.00	2,675,857.50
DBR 3.25% 07/04/42	1,900,000.00	2,954,234.00
DBR 3.5% 07/04/19	3,500,000.00	3,956,960.00
DBR 3.75% 01/04/19	4,150,000.00	4,641,256.25
DBR 3% 07/04/20	2,300,000.00	2,636,156.50
DBR 4.0% 01/04/18	2,650,000.00	2,863,404.50
DBR 4.0% 01/04/37	2,700,000.00	4,360,365.00
DBR 4.25% 07/04/17	6,200,000.00	6,577,487.00
DBR 4.25% 07/04/18	2,400,000.00	2,660,940.00
DBR 4.25% 07/04/39	1,650,000.00	2,839,551.00
DBR 4.75% 07/04/28	1,200,000.00	1,836,582.00
DBR 4.75% 07/04/34	2,450,000.00	4,162,194.75
DBR 4.75% 07/04/40	1,850,000.00	3,432,730.50
DBR 5.5% 01/04/31	2,200,000.00	3,751,671.00
DBR 5.625% 01/04/28	1,550,000.00	2,505,017.00
DBR 6.25% 01/04/24	1,600,000.00	2,391,480.00
DBR 6.25% 01/04/30	1,050,000.00	1,868,916.00
DBR 6.5% 07/04/27	1,550,000.00	2,626,436.25
FRTR 0.25% 11/25/20	1,500,000.00	1,529,460.00
FRTR 0.5% 05/25/25	4,200,000.00	4,240,089.00
FRTR 0.5% 11/25/19	4,300,000.00	4,423,238.00
FRTR 1.5% 05/25/31	900,000.00	963,153.00
FRTR 1.75% 05/25/23	3,760,000.00	4,200,972.80
FRTR 1.75% 11/25/24	3,200,000.00	3,592,272.00
FRTR 1% 05/25/18	4,750,000.00	4,893,758.75
FRTR 1% 05/25/19	3,250,000.00	3,386,321.25
FRTR 1% 11/25/18	2,500,000.00	2,591,325.00
FRTR 1% 11/25/25	3,000,000.00	3,148,005.00
FRTR 2.25% 05/25/24	4,400,000.00	5,118,124.00
FRTR 2.25% 10/25/22	4,100,000.00	4,697,247.00

FRTR 2.5% 05/25/30	3,500,000.00	4,236,487.50	
FRTR 2.5% 10/25/20	5,450,000.00	6,124,791.75	
FRTR 2.75% 10/25/27	4,100,000.00	5,036,481.00	
FRTR 3.25% 05/25/45	2,050,000.00	2,907,340.75	
FRTR 3.25% 10/25/21	5,200,000.00	6,173,388.00	
FRTR 3.5% 04/25/20	5,050,000.00	5,826,437.50	
FRTR 3.5% 04/25/26	3,850,000.00	4,982,824.00	
FRTR 3.75% 04/25/17	3,800,000.00	3,974,344.00	
FRTR 3.75% 04/25/21	4,050,000.00	4,856,618.25	
FRTR 3.75% 10/25/19	3,750,000.00	4,297,218.75	
FRTR 3% 04/25/22	3,800,000.00	4,502,848.00	
FRTR 4.25% 04/25/19	4,100,000.00	4,683,573.50	
FRTR 4.25% 10/25/17	3,450,000.00	3,707,853.00	
FRTR 4.25% 10/25/18	3,900,000.00	4,369,326.00	
FRTR 4.25% 10/25/23	5,150,000.00	6,752,808.75	
FRTR 4.5% 04/25/41	3,320,000.00	5,538,473.80	
FRTR 4.75% 04/25/35	2,950,000.00	4,761,255.75	
FRTR 4% 04/25/18	4,480,000.00	4,893,548.80	
FRTR 4% 04/25/55	1,750,000.00	2,959,285.00	
FRTR 4% 04/25/60	1,430,000.00	2,460,079.05	
FRTR 4% 10/25/38	3,180,000.00	4,849,674.90	
FRTR 5.5% 04/25/29	3,750,000.00	5,941,837.50	
FRTR 5.75% 10/25/32	3,420,000.00	5,893,241.40	
FRTR 6.0% 10/25/25	2,400,000.00	3,675,132.00	
FRTR 8.5% 04/25/23	1,000,000.00	1,597,015.00	
FRTR 8.5% 10/25/19	1,120,000.00	1,475,997.60	
IRISH 0.8% 03/15/22	1,000,000.00	1,035,675.00	
IRISH 1% 05/15/26	550,000.00	558,857.75	
IRISH 2.4% 05/15/30	800,000.00	919,016.00	
IRISH 2% 02/18/45	670,000.00	698,897.10	
IRISH 3.4% 03/18/24	900,000.00	1,096,857.00	
IRISH 3.9% 03/20/23	650,000.00	808,047.50	
IRISH 4.4% 06/18/19	1,100,000.00	1,261,843.00	
IRISH 4.5% 04/18/20	1,950,000.00	2,310,106.50	
IRISH 4.5% 10/18/18	890,000.00	999,185.20	
IRISH 5.4% 03/13/25	1,400,000.00	1,961,519.00	
IRISH 5.5% 10/18/17	920,000.00	1,005,012.60	
IRISH 5.9% 10/18/19	750,000.00	910,342.50	
NETHER 0.25% 01/15/20	1,400,000.00	1,432,683.00	
NETHER 0.25% 07/15/25	1,750,000.00	1,739,893.75	
NETHER 0.5% 04/15/17	500,000.00	505,262.50	
NETHER 1.25% 01/15/18	2,350,000.00	2,423,778.25	

NETHER 1.25% 01/15/19	2,700,000.00	2,827,764.00
NETHER 1.75% 07/15/23	2,000,000.00	2,249,980.00
NETHER 2.25% 07/15/22	1,900,000.00	2,182,131.00
NETHER 2.5% 01/15/33	1,300,000.00	1,651,520.00
NETHER 2.75% 01/15/47	1,140,000.00	1,645,909.20
NETHER 2% 07/15/24	1,700,000.00	1,958,927.00
NETHER 3.25% 07/15/21	2,050,000.00	2,428,645.25
NETHER 3.5% 07/15/20	1,950,000.00	2,273,232.00
NETHER 3.75% 01/15/23	1,320,000.00	1,661,299.20
NETHER 3.75% 01/15/42	1,920,000.00	3,140,812.80
NETHER 4.0% 07/15/18	2,250,000.00	2,482,256.25
NETHER 4.5% 07/15/17	2,450,000.00	2,610,903.75
NETHER 4% 01/15/37	1,630,000.00	2,599,825.55
NETHER 4% 07/15/19	1,800,000.00	2,064,006.00
NETHER 5.5% 01/15/28	1,590,000.00	2,502,461.25
NETHER 7.5% 01/15/23	200,000.00	302,952.00
OBL 0.25% 04/13/18	2,100,000.00	2,131,983.00
OBL 0.25% 10/11/19	1,450,000.00	1,485,844.00
OBL 0.25% 10/16/20	2,400,000.00	2,466,828.00
OBL 0.5% 02/23/18	2,900,000.00	2,954,621.50
OBL 0.5% 04/07/17	2,400,000.00	2,424,420.00
OBL 0.5% 04/12/19	1,090,000.00	1,122,438.40
OBL 0.5% 10/13/17	2,750,000.00	2,791,965.00
OBL 1% 10/12/18	2,150,000.00	2,232,097.75
RAGB 0.25% 10/18/19	950,000.00	969,859.75
RAGB 0.75% 10/20/26	400,000.00	406,638.00
RAGB 1.2% 10/20/25	600,000.00	643,809.00
RAGB 1.65% 10/21/24	1,080,000.00	1,206,370.80
RAGB 1.75% 10/20/23	1,750,000.00	1,965,670.00
RAGB 1.95% 06/18/19	800,000.00	859,856.00
RAGB 2.4% 05/23/34	600,000.00	733,548.00
RAGB 3.15% 06/20/44	820,000.00	1,184,367.00
RAGB 3.4% 11/22/22	850,000.00	1,042,988.25
RAGB 3.5% 09/15/21	1,770,000.00	2,126,708.10
RAGB 3.65% 04/20/22	1,100,000.00	1,349,766.00
RAGB 3.8% 01/26/62	450,000.00	813,285.00
RAGB 3.9% 07/15/20	1,450,000.00	1,713,160.50
RAGB 4.15% 03/15/37	1,450,000.00	2,266,429.75
RAGB 4.3% 09/15/17	1,400,000.00	1,498,546.00
RAGB 4.35% 03/15/19	1,950,000.00	2,225,408.25
RAGB 4.65% 01/15/18	1,350,000.00	1,475,192.25
RAGB 4.85% 03/15/26	950,000.00	1,357,858.75
RAGB 6.25% 07/15/27	1,060,000.00	1,719,367.70

RFGB 0.375% 09/15/20	550,000.00	564,784.00	
RFGB 0.75% 04/15/31	500,000.00	488,465.00	
RFGB 0.875% 09/15/25	500,000.00	520,602.50	
RFGB 1.125% 09/15/18	550,000.00	570,977.00	
RFGB 1.5% 04/15/23	560,000.00	615,605.20	
RFGB 1.625% 09/15/22	590,000.00	653,038.55	
RFGB 2.625% 07/04/42	480,000.00	642,357.60	
RFGB 2.75% 07/04/28	640,000.00	794,329.60	
RFGB 2% 04/15/24	480,000.00	547,579.20	
RFGB 3.375% 04/15/20	600,000.00	689,430.00	
RFGB 3.5% 04/15/21	700,000.00	830,494.00	
RFGB 3.875% 09/15/17	1,170,000.00	1,245,295.35	
RFGB 4.375% 07/04/19	1,050,000.00	1,213,742.25	
RFGB 4% 07/04/25	750,000.00	999,993.75	
SPGB 0.25% 04/30/18	3,200,000.00	3,213,792.00	
SPGB 0.5% 10/31/17	2,230,000.00	2,247,906.90	
SPGB 1.15% 07/30/20	750,000.00	775,627.50	
SPGB 1.4% 01/31/20	2,800,000.00	2,920,498.00	
SPGB 1.6% 04/30/25	2,300,000.00	2,347,955.00	
SPGB 1.95% 04/30/26	550,000.00	572,434.50	
SPGB 1.95% 07/30/30	1,350,000.00	1,347,583.50	
SPGB 2.1% 04/30/17	1,000,000.00	1,023,655.00	
SPGB 2.15% 10/31/25	2,450,000.00	2,606,187.50	
SPGB 2.75% 04/30/19	2,250,000.00	2,430,326.25	
SPGB 2.75% 10/31/24	2,750,000.00	3,064,297.50	
SPGB 3.75% 10/31/18	1,400,000.00	1,535,058.00	
SPGB 3.8% 04/30/24	2,800,000.00	3,347,498.00	
SPGB 4.1% 07/30/18	2,730,000.00	2,990,715.00	
SPGB 4.2% 01/31/37	2,100,000.00	2,715,415.50	
SPGB 4.3% 10/31/19	2,950,000.00	3,380,847.50	
SPGB 4.4% 10/31/23	1,150,000.00	1,425,085.75	
SPGB 4.5% 01/31/18	2,830,000.00	3,065,894.65	
SPGB 4.6% 07/30/19	2,200,000.00	2,523,906.00	
SPGB 4.65% 07/30/25	2,450,000.00	3,144,268.75	
SPGB 4.7% 07/30/41	1,550,000.00	2,167,675.00	
SPGB 4.8% 01/31/24	3,050,000.00	3,883,519.25	
SPGB 4.85% 10/31/20	2,150,000.00	2,586,106.00	
SPGB 4.9% 07/30/40	1,600,000.00	2,286,792.00	
SPGB 4% 04/30/20	3,700,000.00	4,253,834.50	
SPGB 5.15% 10/31/28	3,400,000.00	4,657,932.00	
SPGB 5.15% 10/31/44	1,400,000.00	2,104,263.00	
SPGB 5.4% 01/31/23	2,350,000.00	3,047,221.50	

	SPGB 5.5% 04/30/21	3,000,000.00	3,754,830.00	
	SPGB 5.5% 07/30/17	3,200,000.00	3,439,888.00	
	SPGB 5.75% 07/30/32	2,100,000.00	3,166,212.00	
	SPGB 5.85% 01/31/22	2,800,000.00	3,634,540.00	
	SPGB 5.9% 07/30/26	1,680,000.00	2,375,898.00	
	SPGB 6.0% 01/31/29	1,500,000.00	2,210,122.50	
ユーロ 小計		555,240,000.00	673,780,546.70 (84,761,592,774)	
イギリスポンド	UKT 1.25% 07/22/18	3,780,000.00	3,847,038.30	
	UKT 1.5% 01/22/21	250,000.00	257,282.50	
	UKT 1.5% 07/22/26	350,000.00	346,787.00	
	UKT 1.75% 07/22/19	3,550,000.00	3,677,729.00	
	UKT 1.75% 09/07/22	2,850,000.00	2,967,648.00	
	UKT 1% 09/07/17	3,000,000.00	3,024,645.00	
	UKT 2.25% 09/07/23	2,800,000.00	2,999,164.00	
	UKT 2.5% 07/22/65	700,000.00	769,555.50	
	UKT 2.75% 09/07/24	2,900,000.00	3,214,853.00	
	UKT 2% 07/22/20	3,300,000.00	3,468,646.50	
	UKT 2% 09/07/25	2,420,000.00	2,531,404.70	
	UKT 3.25% 01/22/44	2,950,000.00	3,507,653.25	
	UKT 3.5% 01/22/45	2,470,000.00	3,077,867.00	
	UKT 3.5% 07/22/68	2,090,000.00	2,949,951.40	
	UKT 3.75% 07/22/52	1,850,000.00	2,553,795.50	
	UKT 3.75% 09/07/19	550,000.00	609,867.50	
	UKT 3.75% 09/07/20	2,650,000.00	3,001,244.25	
	UKT 3.75% 09/07/21	2,350,000.00	2,705,273.00	
	UKT 4.25% 03/07/36	2,550,000.00	3,400,374.00	
	UKT 4.25% 06/07/32	2,250,000.00	2,945,205.00	
	UKT 4.25% 09/07/39	1,670,000.00	2,269,379.70	
	UKT 4.25% 12/07/27	1,440,000.00	1,836,648.00	
	UKT 4.25% 12/07/40	1,950,000.00	2,676,648.00	
	UKT 4.25% 12/07/46	2,100,000.00	3,005,499.00	
	UKT 4.25% 12/07/49	1,600,000.00	2,356,824.00	
	UKT 4.25% 12/07/55	1,800,000.00	2,792,439.00	
	UKT 4.5% 03/07/19	2,300,000.00	2,572,147.50	
	UKT 4.5% 09/07/34	2,770,000.00	3,773,501.75	
	UKT 4.5% 12/07/42	2,300,000.00	3,312,609.50	
	UKT 4.75% 03/07/20	4,150,000.00	4,814,041.50	
	UKT 4.75% 12/07/30	2,300,000.00	3,139,224.00	
	UKT 4.75% 12/07/38	1,900,000.00	2,745,196.00	
	UKT 4% 01/22/60	1,750,000.00	2,655,476.25	
	UKT 4% 03/07/22	2,050,000.00	2,412,091.50	
	UKT 5% 03/07/18	1,800,000.00	1,964,223.00	

	UKT 5% 03/07/25	1,900,000.00	2,480,659.00	
	UKT 6.0% 12/07/28	1,250,000.00	1,869,031.25	
	UKT 8.75% 08/25/17	1,150,000.00	1,288,764.75	
	UKT 8% 06/07/21	1,250,000.00	1,704,300.00	
イギリスポンド 小計		83,040,000.00	101,524,688.10 (16,335,322,315)	
スイスフラン	SWISS 2.25% 07/06/20	320,000.00	364,089.60	
	SWISS 2% 04/28/21	540,000.00	619,153.20	
	SWISS 3% 01/08/18	1,970,000.00	2,114,204.00	
	SWISS 4% 02/11/23	1,060,000.00	1,405,231.40	
	SWISS 4% 04/08/28	490,000.00	743,442.70	
スイスフラン 小計		4,380,000.00	5,246,120.90 (605,559,735)	
スウェーデンクローナ	SGB 1.5% 11/13/23	9,600,000.00	10,424,976.00	
	SGB 1% 11/12/26	3,550,000.00	3,614,326.00	
	SGB 2.5% 05/12/25	7,600,000.00	8,922,096.00	
	SGB 3.5% 03/30/39	5,470,000.00	7,422,571.20	
	SGB 3.5% 06/01/22	9,800,000.00	11,812,234.00	
	SGB 3.75% 08/12/17	8,650,000.00	9,181,412.75	
	SGB 4.25% 03/12/19	10,150,000.00	11,573,943.50	
	SGB 5% 12/01/20	10,150,000.00	12,596,200.75	
スウェーデンクローナ 小計		64,970,000.00	75,547,760.20 (1,027,449,538)	
ノルウェークローネ	NGB 1.75% 03/13/25	3,150,000.00	3,311,217.00	
	NGB 2% 05/24/23	7,040,000.00	7,560,889.60	
	NGB 3.75% 05/25/21	9,350,000.00	10,788,076.75	
	NGB 3% 03/14/24	5,550,000.00	6,380,779.50	
	NGB 4.25% 05/19/17	7,400,000.00	7,726,858.00	
	NGB 4.5% 05/22/19	8,000,000.00	9,021,240.00	
ノルウェークローネ 小計		40,490,000.00	44,789,060.85 (594,798,728)	
デンマーククローネ	DGB 0.25% 11/15/18	3,000,000.00	3,048,390.00	
	DGB 1.5% 11/15/23	5,800,000.00	6,371,851.00	
	DGB 1.75% 11/15/25	6,500,000.00	7,273,142.50	
	DGB 3% 11/15/21	10,950,000.00	12,830,388.75	
	DGB 4.5% 11/15/39	14,980,000.00	25,744,403.30	
	DGB 4% 11/15/17	5,900,000.00	6,334,977.50	
	DGB 4% 11/15/19	11,050,000.00	12,778,717.25	
	DGB 7% 11/10/24	5,000,000.00	7,890,825.00	
デンマーククローネ 小計		63,180,000.00	82,272,695.30 (1,387,940,369)	
ポーランドズロチ	POLGB 1.5% 04/25/20	2,600,000.00	2,562,677.00	

	POLGB 2.5% 07/25/18	3,100,000.00	3,172,385.00	
	POLGB 2.5% 07/25/26	750,000.00	728,733.75	
	POLGB 2% 04/25/21	2,250,000.00	2,232,967.50	
	POLGB 3.25% 07/25/19	2,800,000.00	2,946,160.00	
	POLGB 3.25% 07/25/25	3,260,000.00	3,407,678.00	
	POLGB 3.75% 04/25/18	1,800,000.00	1,885,347.00	
	POLGB 4.75% 04/25/17	2,720,000.00	2,819,674.40	
	POLGB 4% 10/25/23	3,150,000.00	3,460,495.50	
	POLGB 5.25% 10/25/17	4,100,000.00	4,350,366.50	
	POLGB 5.25% 10/25/20	2,530,000.00	2,895,496.45	
	POLGB 5.5% 10/25/19	2,600,000.00	2,944,123.00	
	POLGB 5.75% 04/25/29	1,400,000.00	1,793,029.00	
	POLGB 5.75% 09/23/22	2,890,000.00	3,477,522.55	
	POLGB 5.75% 10/25/21	3,200,000.00	3,795,648.00	
ポーランドズロチ 小計		39,150,000.00	42,472,303.65 (1,254,207,126)	
オーストラリアドル	ACGB 1.75% 11/21/20	1,100,000.00	1,081,278.00	
	ACGB 2.75% 04/21/24	2,940,000.00	2,996,109.90	
	ACGB 2.75% 06/21/35	550,000.00	517,536.25	
	ACGB 2.75% 10/21/19	1,090,000.00	1,116,933.90	
	ACGB 2.75% 11/21/27	600,000.00	600,768.00	
	ACGB 3.25% 04/21/25	2,550,000.00	2,693,577.75	
	ACGB 3.25% 04/21/29	1,680,000.00	1,757,716.80	
	ACGB 3.25% 06/21/39	610,000.00	606,931.70	
	ACGB 3.25% 10/21/18	2,050,000.00	2,115,087.50	
	ACGB 3.75% 04/21/37	900,000.00	974,871.00	
	ACGB 4.25% 04/21/26	3,040,000.00	3,481,590.40	
	ACGB 4.25% 07/21/17	1,800,000.00	1,854,009.00	
	ACGB 4.5% 04/15/20	2,600,000.00	2,846,987.00	
	ACGB 4.5% 04/21/33	1,300,000.00	1,558,355.50	
	ACGB 4.75% 04/21/27	2,210,000.00	2,650,243.05	
	ACGB 5.25% 03/15/19	3,890,000.00	4,255,095.95	
	ACGB 5.5% 01/21/18	2,770,000.00	2,944,842.40	
	ACGB 5.5% 04/21/23	2,850,000.00	3,423,847.50	
	ACGB 5.75% 05/15/21	2,850,000.00	3,342,066.75	
	ACGB 5.75% 07/15/22	2,400,000.00	2,880,648.00	
オーストラリアドル 小計		39,780,000.00	43,698,496.35 (3,704,758,520)	
シンガポールドル	SIGB 0.5% 04/01/18	600,000.00	593,910.00	
	SIGB 1.375% 10/01/17	340,000.00	342,434.40	
	SIGB 1.625% 10/01/19	110,000.00	111,384.35	
	SIGB 2.25% 06/01/21	470,000.00	482,236.45	
	SIGB 2.375% 04/01/17	650,000.00	660,276.50	

	SIGB 2.375% 06/01/25	270,000.00	277,132.05	
	SIGB 2.5% 06/01/19	900,000.00	937,021.50	
	SIGB 2.75% 04/01/42	590,000.00	606,847.45	
	SIGB 2.75% 07/01/23	320,000.00	337,380.80	
	SIGB 2.875% 07/01/29	200,000.00	212,438.00	
	SIGB 2.875% 09/01/30	300,000.00	316,318.50	
	SIGB 2% 07/01/20	150,000.00	153,836.25	
	SIGB 3.125% 09/01/22	720,000.00	775,357.20	
	SIGB 3.25% 09/01/20	930,000.00	1,000,800.90	
	SIGB 3.375% 09/01/33	400,000.00	446,980.00	
	SIGB 3.5% 03/01/27	710,000.00	801,540.30	
	SIGB 3% 09/01/24	770,000.00	827,515.15	
	SIGB 4% 09/01/18	630,000.00	674,963.10	
シンガポールドル 小計		9,060,000.00	9,558,372.90 (785,029,166)	
マレーシアリングgit	MGS 3.26% 03/01/18	2,700,000.00	2,708,248.50	
	MGS 3.314% 10/31/17	1,000,000.00	1,007,585.00	
	MGS 3.418% 08/15/22	2,200,000.00	2,164,987.00	
	MGS 3.48% 03/15/23	2,050,000.00	2,015,683.00	
	MGS 3.492% 03/31/20	2,000,000.00	2,005,080.00	
	MGS 3.502% 05/31/27	800,000.00	751,076.00	
	MGS 3.58% 09/28/18	2,150,000.00	2,170,210.00	
	MGS 3.654% 10/31/19	1,600,000.00	1,614,512.00	
	MGS 3.733% 06/15/28	1,300,000.00	1,241,129.50	
	MGS 3.889% 07/31/20	1,500,000.00	1,524,390.00	
	MGS 3.892% 03/15/27	750,000.00	731,726.25	
	MGS 3.955% 09/15/25	540,000.00	546,048.00	
	MGS 4.012% 09/15/17	1,000,000.00	1,017,080.00	
	MGS 4.048% 09/30/21	1,400,000.00	1,430,450.00	
	MGS 4.127% 04/15/32	1,300,000.00	1,276,457.00	
	MGS 4.16% 07/15/21	1,650,000.00	1,696,785.75	
	MGS 4.181% 07/15/24	2,100,000.00	2,145,654.00	
	MGS 4.24% 02/07/18	2,700,000.00	2,756,619.00	
	MGS 4.378% 11/29/19	2,600,000.00	2,687,971.00	
	MGS 4.392% 04/15/26	1,100,000.00	1,129,573.50	
	MGS 4.498% 04/15/30	500,000.00	517,795.00	
	MGS 4.935% 09/30/43	650,000.00	673,907.00	
	MGS 5.248% 09/15/28	1,350,000.00	1,485,249.75	
マレーシアリングgit 小計		34,940,000.00	35,298,217.25 (972,818,867)	
南アフリカランド	SAGB 10.5% 12/21/26	25,400,000.00	27,469,338.00	
	SAGB 6.25% 03/31/36	9,620,000.00	6,629,671.10	
	SAGB 6.5% 02/28/41	7,300,000.00	5,008,895.00	

	SAGB 6.75% 03/31/21	8,020,000.00	7,337,778.70	
	SAGB 7.25% 01/15/20	6,500,000.00	6,189,755.00	
	SAGB 7.75% 02/28/23	6,850,000.00	6,373,034.50	
	SAGB 7% 02/28/31	16,300,000.00	12,864,286.00	
	SAGB 8.25% 03/31/32	4,800,000.00	4,204,800.00	
	SAGB 8.25% 09/15/17	6,200,000.00	6,207,595.00	
	SAGB 8.5% 01/31/37	10,450,000.00	9,145,996.75	
	SAGB 8.75% 01/31/44	6,350,000.00	5,615,527.25	
	SAGB 8.75% 02/28/48	14,950,000.00	13,187,694.00	
	SAGB 8% 01/31/30	3,200,000.00	2,797,792.00	
	SAGB 8% 12/21/18	6,400,000.00	6,314,784.00	
	南アフリカランド 小計		132,340,000.00	119,346,947.30 (876,006,593)
合計			207,020,314,914 (207,020,314,914)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 171銘柄	100.0%	42.7%
カナダドル	国債証券 30銘柄	100.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券 16銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 263銘柄	100.0%	40.9%
イギリスポンド	国債証券 39銘柄	100.0%	7.9%
スイスフラン	国債証券 5銘柄	100.0%	0.3%
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	国債証券 6銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.7%
ポーランドズロチ	国債証券 15銘柄	100.0%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 20銘柄	100.0%	1.8%
シンガポールドル	国債証券 18銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券 23銘柄	100.0%	0.5%
南アフリカランド	国債証券 14銘柄	100.0%	0.4%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

2【ファンドの現況】

【外国債券オープン（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

（平成28年 4月28日現在）

I 資産総額	7,569,728,250円
II 負債総額	11,340,660円
III 純資産総額（I－II）	7,558,387,590円
IV 発行済口数	9,137,492,278口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8272円
（1万口当たり純資産額）	（8,272円）

（参考）

外国債券インデックス マザーファンド

純資産額計算書

（平成28年 4月28日現在）

I 資産総額	211,291,477,923円
II 負債総額	109,061,158円
III 純資産総額（I－II）	211,182,416,765円
IV 発行済口数	79,883,773,385口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6436円
（1万口当たり純資産額）	（26,436円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成28年 4月28日現在）

資本金の額 ：3億円

発行可能株式総数 ：12,000株

発行済株式総数 ：3,000株

最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取り締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN－DO－CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成28年 6月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成28年4月28日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	457	7,993,999
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	35	157,005
単位型公社債投資信託	0	0
合計	492	8,151,005

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第30期事業年度の中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,457,599	12,314,170
前払費用	114,325	125,306
未収委託者報酬	2,735,763	4,518,944
未収運用受託報酬	15,268	—
繰延税金資産	144,183	116,728
その他	3,448	8,789
流動資産合計	13,470,589	17,083,939
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 67,359	※1 57,461
器具備品	※1 87,378	※1 116,879
有形固定資産合計	154,737	174,341
無形固定資産		
ソフトウェア	203,360	197,641
その他	4,686	7,648
無形固定資産合計	208,046	205,290
投資その他の資産		
投資有価証券	69,583	60,277
長期前払費用	34,773	5,425
長期貸付金	28,838	25,838
会員権	25,000	25,000
繰延税金資産	117,743	114,415
その他	553	463
貸倒引当金	△28,838	△25,838
投資その他の資産合計	247,653	205,581
固定資産合計	610,437	585,213
資産合計	14,081,027	17,669,152

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,353	13,868
未払金	1,723,999	2,578,595
未払手数料	1,169,997	1,896,826
その他未払金	554,001	681,769
未払費用	44,167	52,291
未払法人税等	1,467,469	924,882
未払消費税等	129,007	354,256
賞与引当金	94,659	94,769
その他	14,376	56,222
流動負債合計	3,487,033	4,074,887
固定負債		
資産除去債務	12,492	12,707
退職給付引当金	313,992	342,831
固定負債合計	326,485	355,538
負債合計	3,813,518	4,430,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	62,500	65,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繰越利益剰余金	7,452,293	10,419,991
利益剰余金合計	9,614,793	12,585,491
株主資本合計	10,264,793	13,235,491
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,715	3,235
評価・換算差額等合計	2,715	3,235
純資産合計	10,267,508	13,238,726
負債・純資産合計	14,081,027	17,669,152

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
--	---	---

営業収益		
委託者報酬	22,773,831	28,159,652
運用受託報酬	55,511	8,732
営業収益合計	22,829,342	28,168,384
営業費用		
支払手数料	10,451,296	12,922,655
広告宣伝費	76,961	130,384
公告費	—	880
調査費	5,091,105	5,994,577
調査費	259,236	279,702
委託調査費	4,830,390	5,712,946
図書費	1,479	1,928
営業雑経費	1,264,334	1,299,065
通信費	17,246	17,456
印刷費	327,214	330,921
協会費	22,524	23,182
諸会費	773	105
情報機器関連費	837,859	857,009
その他営業雑経費	58,716	70,390
営業費用合計	16,883,698	20,347,563
一般管理費		
給料	2,201,964	2,185,555
役員報酬	102,330	89,055
給料・手当	1,846,450	1,839,000
賞与	253,183	257,499
退職給付費用	72,029	71,270
役員退職慰労金	1,070	—
福利費	207,122	212,286
交際費	2,758	4,491
旅費交通費	45,973	55,788
租税公課	42,862	42,868
不動産賃借料	130,938	130,938
寄付金	3,385	—
減価償却費	119,445	129,285
諸経費	※1 219,615	※1 212,345
一般管理費合計	3,047,165	3,044,830
営業利益	2,898,479	4,775,990

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月 1日	(自 平成26年4月 1日
	至 平成26年3月31日)	至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取利息	7,464	6,802
収益分配金	3,234	4,617
投資有価証券売却益	553	1,846

貸倒引当金戻入		3,000		3,000
その他		1,775		1,936
営業外収益合計		16,027		18,203
営業外費用				
長期前払費用償却	※1	23,222	※1	27,866
支払補償費		14,648		7,656
投資有価証券売却損		284		117
その他		2,112		3,283
営業外費用合計		40,268		38,924
経常利益		2,874,238		4,755,269
特別損失				
外国税関連費用		—	※2	56,222
特別損失合計		—		56,222
税引前当期純利益		2,874,238		4,699,047
法人税、住民税及び事業税		1,623,332		1,667,610
法人税等調整額		△502,474		30,739
法人税等合計		1,120,857		1,698,349
当期純利益		1,753,381		3,000,697

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	－	1,720,381	1,723,381	1,723,381

当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793
-------	--------	-----------	-----------	-----------	------------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,283	△2,283	△2,283
当期変動額合計	△2,283	△2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
当期純利益			3,000,697	3,000,697	3,000,697
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	—	2,967,697	2,970,697	2,970,697
当期末残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,715	2,715	10,267,508
当期変動額			
剰余金の配当			△30,000
当期純利益			3,000,697

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	520	520	520
当期変動額合計	520	520	2,971,217
当期末残高	3,235	3,235	13,238,726

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
建 物	35,517	千円	45,415	千円
器具備品	188,630	〃	218,270	〃
計	224,147	〃	263,685	〃

（損益計算書関係）

※1関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
--	--	--

諸経費	73,276	千円	37,614	千円
長期前払費用償却	23,222	〃	27,866	〃

※2外国税関連費用

外国税関連費用56,222千円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成22年3月23日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算した当社の負担額であります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株SRIマザーファンド」であり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社等が負担しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	10,457,599	10,457,599	—
（2）未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	—

(3) 投資有価証券 其他有価証券	69,583	69,583	—
(4) 未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	—
(5) 未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	12,314,170	12,314,170	—
(2) 未収委託者報酬	4,518,944	4,518,944	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	60,274	60,274	—
(4) 未払金	(2,578,595)	(2,578,595)	—
(5) 未払法人税等	(924,882)	(924,882)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）未払金、並びに（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
非上場株式	—	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,457,599	—	—	—
未収委託者報酬	2,735,763	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	7,743	21,044	—

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,314,170	—	—	—
未収委託者報酬	4,518,944	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,576	16,038	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	7,950	8,138	△ 188
小計	7,950	8,138	△ 188
合計	69,583	65,365	4,218

当事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位:千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
その他	58,207	53,306	4,901
小計	58,207	53,306	4,901
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
その他	2,066	2,186	△ 120
小計	2,066	2,186	△ 120
合計	60,274	55,492	4,781

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）（単位:千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
34,635	1,846	117

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 退職給付債務	313,992	342,831
(2) 退職給付引当金	313,992	342,831

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 退職給付費用	72,029	71,270

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,998千円、当事業年度で14,089千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	102,368	千円	64,846	千円
貸倒引当金繰入限度超過額	10,277	〃	8,356	〃
賞与引当金損金算入限度超過額	33,736	〃	31,368	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	111,906	〃	110,871	〃
外国税関連費用損金不算入額	—	〃	18,609	〃
その他	13,094	〃	5,855	〃
繰延税金資産 合計	271,384	〃	239,908	〃
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	△1,503	〃	△1,546	〃
投資有価証券売却益益金不算入額	△7,953	〃	△7,217	〃
繰延税金負債 合計	△9,457	〃	△8,763	〃
繰延税金資産（負債）の純額	261,926	〃	231,144	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が20,769千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が20,769千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド （ブラジル・リアルコース）	3,172,592千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	3,363,914千円
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド （ブラジル・リアルコース）	3,178,319千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	三井住友 トラスト・ ホールディ ングス(株)	東京都 千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導 料の支払	73,276	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	三井住友信託 銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	信託業務 及び 銀行業務	—	営業上の 取引 役員の 兼任	投信販売 代行手数料 等の支払	6,745,672	未払 手数料	794,830
							投資助言費 用の 支払	2,631,233	その他 未払金	239,120

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	三井住友信託 銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	信託業務 及び 銀行業務	—	営業上の 取引 役員の 兼任	投信販売 代行手数料 等の支払	8,852,826	未払 手数料	1,374,578
							投資助言費用 の支払	3,428,200	その他 未払金	381,755

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成26年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成27年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	3,422,502円93銭	4,412,908円85銭
1株当たり当期純利益金額	584,460円49銭	1,000,232円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益	1,753,381千円	3,000,697千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	1,753,381千円	3,000,697千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

中間貸借対照表

(単位：千円)

第30期中間会計期間末

(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金 14,016,702

未収委託者報酬 5,141,677

繰延税金資産 106,209

その他流動資産 141,365

流動資産合計 19,405,955

固定資産

有形固定資産

建物 ※1 59,944

器具備品 ※1 102,740

その他有形固定資産	※1	4,207
有形固定資産合計		166,892
無形固定資産		195,428
投資その他の資産		
投資有価証券		58,796
長期貸付金		24,338
会員権		25,000
その他の投資		1,137
繰延税金資産		124,183
貸倒引当金		△ 24,338
投資その他の資産合計		209,117
固定資産合計		571,438
資産合計		19,977,393
負債の部		
流動負債		
未払金		2,781,753
未払費用		77,994
未払法人税等		1,090,560
賞与引当金		100,008
その他流動負債	※2	189,082
流動負債合計		4,239,399
固定負債		
退職給付引当金		368,901
資産除去債務		12,816
その他固定負債		3,552
固定負債合計		385,270
負債合計		4,624,670

(単位：千円)

第30期中間会計期間末 (平成27年9月30日)	
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	350,000
資本剰余金合計	350,000
利益剰余金	
利益準備金	68,500
その他利益剰余金	
別途積立金	2,100,000
繰越利益剰余金	12,536,088
利益剰余金合計	14,704,588
株主資本合計	15,354,588
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△1,864
評価・換算差額等合計	△1,864

純資産合計	15,352,723
負債・純資産合計	19,977,393

中間損益計算書

(単位：千円)

第30期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		16,237,885
営業収益合計		16,237,885
営業費用		11,383,551
一般管理費	※1	1,638,696
営業利益		3,215,638
営業外収益	※2	12,278
営業外費用		14,137
経常利益		3,213,780
税引前中間純利益		3,213,780
法人税、住民税及び事業税		1,061,497
法人税等調整額		3,185
法人税等合計		1,064,682
中間純利益		2,149,097

中間株主資本等変動計算書

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	300,000	350,000	350,000
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	300,000	350,000	350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	65,500	2,100,000	10,419,991	12,585,491	13,235,491
当中間期変動額					
剰余金の配当	3,000		△33,000	△30,000	△30,000
中間純利益			2,149,097	2,149,097	2,149,097

株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	3,000	—	2,116,097	2,119,097	2,119,097
当中間期末残高	68,500	2,100,000	12,536,088	14,704,588	15,354,588

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,235	3,235	13,238,726
当中間期変動額			
剰余金の配当			△30,000
中間純利益			2,149,097
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△5,100	△5,100	△5,100
当中間期変動額合計	△5,100	△5,100	2,113,997
当中間期末残高	△1,864	△1,864	15,352,723

重要な会計方針

第30期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

第30期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第30期中間会計期間末
(平成27年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

建 物	49,628千円
器具備品	239,367千円
その他有形固定資産	382千円
計	289,378千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第30期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産	26,652千円
--------	----------

無形固定資産	34,155千円
※2 営業外収益の主要項目 受取利息	3,919千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（金融商品関係）

第30期中間会計期間末（平成27年9月30日）

平成27年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	14,016,702	14,016,702	—
(2)未収委託者報酬	5,141,677	5,141,677	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	58,793	58,793	—
(4)未払金	(2,781,753)	(2,781,753)	—
(5)未払法人税等	(1,090,560)	(1,090,560)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金、並びに(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（3）投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第30期中間会計期間末（平成27年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの その他	7,156	6,560	596
小計	7,156	6,560	596
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの その他	51,636	54,986	△ 3,349
小計	51,636	54,986	△ 3,349
合計	58,793	61,546	△ 2,753

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

（関連情報）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オープン（毎月決算型）	2,010,428千円

（注）当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第30期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第30期中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）	
1株当たり純資産額	5,117,574円52銭
1株当たり中間純利益	716,365円75銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期中間会計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
中間純利益	2,149,097千円
普通株式に係る中間純利益	2,149,097千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	3,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成28年 6月22日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

①名称：三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（平成27年9月末日現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成27年9月末日現在）	事業の内容
----	-----------------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I 証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

- ①名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ②設立年月日 : 平成12年6月20日
- ③資本金の額 : 51,000百万円（平成27年9月末日現在）
- ④事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ⑤再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年10月15日	臨時報告書
平成27年12月24日	有価証券届出書
平成27年12月24日	有価証券報告書
平成28年 1月15日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白川 芳樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木裕晃

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国債券オープン（毎月決算型）の平成27年9月25日から平成28年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券オープン（毎月決算型）の平成28年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白川 芳樹
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内 知明
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。